

(公印・契印省略)

総基料第162号
令和5年7月31日

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 澁谷 直樹 殿

総務省総合通信基盤局長
今川 拓郎

将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等
に関して講ずべき措置について（要請）

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等）について」（令和5年5月26日付け諮問第3167号）に関し、別紙のとおり情報通信行政・郵政行政審議会から答申（令和5年7月31日付け郵審第31号）がなされたこと等を踏まえ、今後、下記の事項について、貴社において適切な措置を講じられたい。

記

- 1 現在の光ファイバの耐用年数について検証を行った上で、その見直しに関する状況についての見解及び検証に用いたデータ等の関連データを、令和8年度の接続料改定に係る接続約款の変更認可申請の際までに、総務省に報告すること。
- 2 少なくとも本申請に係る加入光ファイバ接続料の算定期間である令和5年度から令和7年度までの費用や投資の効率化の実施内容及び効果について、電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）に定める業務区分ごとに分類し、それぞれの年度の会計実績が取りまとまる年度において総務省に報告すること。

（留意事項）

報告内容について、総務省は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の趣旨を踏まえ、貴社等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのないようにすることを前提に、審議会等に報告することがあり得る。

以上

情 郵 審 第 31号
令 和 5 年 7 月 31日

総 務 大 臣
松 本 剛 明 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会 長 相 田

答 申 書

令和5年5月26日付け諮問第3167号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本・西日本」という。）の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等）については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれらに対する当審議会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する（括弧内は別添において対応する当審議会の考え方）。

（1）NTT東日本・西日本に対し、現在の光ファイバの耐用年数について検証を行った上で、その見直しに関する状況についての見解及び検証に用いたデータ等の関連データを、令和8年度の接続料改定に係る接続約款の変更認可申請の際までに、総務省に報告することを要請すること。（考え方4）

（2）NTT東日本・西日本に対し、少なくとも本申請に係る加入光ファイバ接続料の算定期間である令和5年度から令和7年度までの費用や投資の効率化の実施内容及び効果について、電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）に定める業務区分毎に分類し、それぞれの年度の会計実績がとりまとまる年度において総務省に報告することを要請すること。（考え方10）

以上

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定
電気通信設備に関する接続約款の変更案」に対する意見及びその考え方(案)

－将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等－

意見募集期間: 令和5年5月27日(土)～同年6月26日(月)(案件番号: 145210108)
再意見募集期間: 令和5年6月29日(木)～同年7月12日(水)(案件番号: 145210120)

意見及び再意見提出者一覧

意見提出者 10件(法人等: 9件、個人1件)

再意見提出者 9件(法人等: 9件)

※提出意見数は、意見提出者数としています。

(提出順、敬称略)

受付	意見提出者	再意見提出者
1	個人A	アルテリア・ネットワークス株式会社
2	アルテリア・ネットワークス株式会社	楽天モバイル株式会社
3	一般社団法人IPoE協議会	KDDI株式会社
4	ソフトバンク株式会社	西日本電信電話株式会社
5	中部テレコミュニケーション株式会社	東日本電信電話株式会社
6	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会	ソフトバンク株式会社
7	楽天モバイル株式会社	株式会社オプテージ
8	KDDI株式会社	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社
9	一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会	地域情報化電気通信事業者協議会
10	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社	

1 令和5年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等

(意見及び再意見の概要: ■:NTT東日本・西日本からの意見 ●:NTT東日本・西日本以外の事業者・団体からの意見 ▲:個人からの意見、考え方は本文を参照。)

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見1</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 主端末回線の接続料は1芯線ごとに設定されており、接続事業者にとっては収容率を高めることが競争力を高めるために不可欠。主端末回線接続料の値上げは、特に後発事業者に大きく影響するため、今回の改定を機に、収容率の向上を促進する施策等の関連する課題についても議論すべき。 ● 新たな主端末回線の提供には、分岐端末回線のみでの提供よりも時間を要するため、利用者の利用機会・接続事業者が収容率を高める機会が失われている。「接続料の算定等に関する研究会」(以下「接続研」という。)で議題とされている加入光ファイバの提供遅延については、そうした状況からも継続的な改善の取組みを要望。短納期で安定的にサービス提供されることが、将来的な需要を喚起し、接続料の低廉化にもつながる。 ● 値上げの影響を来年度以降に段階的に繰り延べるなどの激変緩和措置の適用の検討も希望。 ● 将来的な接続料の低廉化を実現するために、引き続き効率化等によるコスト削減の取組みを継続するとともに、今次申請分を含めた接続料水準の在り方につき更なる検討を行うことが適当。 	<p>再意見1</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 調整額の繰延べ等を行うことは適当ではない等の意見(再意見20と同旨)。 ■ 引き続きコスト・投資の効率化に取り組む等の意見(再意見10と同旨)。 ■ 収容率の向上については、これまでも隣接する光配線区画の統合と求めに応じた光配線区画に係る情報提供による収容率の向上に資する取組を進めており、今後も継続的に取り組んでいく。 ■ 提供遅延の改善については、これまで受付システムの提供・機能拡充、稼働支援等の取組を実施してきたが、加えて、更なる運用の効率化・システム化の検討、情報開示の改善等に努めているところであり、接続事業者にも改善に取り組んでいただいている。引き続き、協議を進めて改善に取り組んでいく考え。 ● 激変緩和措置等に関する賛同意見(1者)。 	<p>考え方1</p>	<p>無</p>
<p>○ 光ファイバは、大量トラフィックを支える通信インフラとして、国民生活を支えるさまざまなサー</p>	<p><料金水準・緩和措置について> ○ 2022年度接続料は、コロナ禍による自己資</p>	<p>○ 意見において指摘されており、シェアドアクセス方式の加入</p>	<p>無</p>

ビスの基盤として不可欠な設備です。その需要は今後も継続的に増加していく見込みであり、特に加入光ファイバは、低廉な接続料を前提として多くの事業者が参入し、競争により多様なサービスが提供される重要な役割を果たしています。

一方で、今回の接続約款の変更案に於いてはNTT東西殿とも、特に固定通信に於けるラストワンマイルでの利用に不可欠なシェアアクセス方式・シングルスター方式の双方で概ね1割～2割程度の値上がりとなっております。

このような急激なコスト変動は、固定通信事業を行う接続事業者にとって大きな影響を及ぼす可能性がございます。

シェアアクセスの主端末回線に設定される接続料は、主端末回線1芯線ごとに料金が発生致します。接続事業者にとっては、1芯線の主端末回線に収容する契約者が1人であっても、8人であっても、契約者数に関わらず同額の負担をする必要がございます。

このような背景から、接続事業者にとっては光配線区画における収容率を高めることがFTTH市場における競争力を高めるために不可欠です。(主端末回線1芯線を共用することのできる潜在的な利用者数は光配線区画により制限されております。)

例えば、接続事業者が新たなエリアへ参入する際には、申込されるシェアアクセス回線は主端末回線+1分岐目の分岐端末回線から構成されます。その後、同じ光配線区画内で申し

本利益率の低下等に伴う乖離額調整の結果として、一芯あたりコスト(乖離額調整前の接続料)の実態を大きく下回る水準にまで料金が低下したものであり、今回申請した接続料は、それらの影響を受ける以前の水準にまで戻ったものと考えています。

○ また、今回申請した接続料においては、2021年度における乖離額実績及び2022年度における乖離額見込みを単年度において調整するのではなく、各年度の予測芯線数比に応じて乖離額を3年間で平準化して算入することにより、2023年度から2025年度の3年間の接続料水準を平準化しているところです。

○ なお、光の需要が一巡し、従来のように接続料の大きな低廉化が見込めない中で、仮に調整額等の繰延べを行った場合には、繰延べ先の年度において接続料水準が上昇することとなり、接続事業者様が求める段階的な接続料の引き下げは実現できないことから、適切でないと考えます。

<効率化について>

○ 当社はこれまでも、企業努力によるコスト・投資の効率化を進め、接続料原価の削減等に努めることで加入光ファイバの接続料を低減させてきたところです。

○ 昨今の労務費や原材料費等の高騰により、費用は増加傾向にあります。株主やステークホルダーの負託に応える企業における当然の経営努力として、引き続き効率化に取り組む考えです。

光ファイバでは、主端末回線1芯線ごとに接続料が設定されており、接続事業者は、コストを抑制し、競争力を向上させる観点から、主端末回線を共用できる契約者数を増加させ、利用者当たりの接続料相当額を引き下げることが事業戦略上決定的に重要です。

○ 今般の加入光ファイバに係る接続料の改定案では、主端末回線の接続料が大幅に上昇する一方、分岐端末回線の接続料は微増又は微減することから、主端末回線接続料と分岐端末回線接続料の関係においては、新規参入事業者や提供エリアを拡大している事業者にとってより大きな影響があり、また、以上で述べた収容率の重要性は一層高まることとなります。

○ その点、NTT東日本・西日本における光回線区画の見直しの取組みについては、「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」(平成27年9月14日情報通信審議会答申)において「他事業者が借りる加入光ファイバ回線の収容率を高めやすくなるという意味で、競争阻害要因の解消に向けた本質的な対応」の1つと位置

<p>込みが発生したタイミングで初めて2分岐目の利用となります。この間、主端末回線の費用を1分岐のみで負担する事となり、収容率を向上するまでは設備効率が低下し、高いコストが発生します。特に後発事業者は、主端末回線の値上げの影響を大きく受ける可能性がございます。したがって、今回の値上げを機に関連する課題を考慮する必要があり、収容率の向上を促進する施策等についても今後、議論すべきと考えます。</p> <p>○ また、新たな主端末回線の提供には、分岐端末回線のみを敷設する場合よりも規模が大きくなるため、NTT東西殿の設計等に時間を要する事があります。1分岐目の工事が長期化する場合などには、2分岐目を獲得しても開通までの待ち時間が長くなり、申し込みがキャンセルされることもあり、このような場合には、お客様の利用機会だけでなく、接続事業者として収容率を高める機会も失われてしまいます。</p> <p>こうした状況からも、接続料の算定等に関する研究会などで令和4年3月以降に議題となっている、加入光ファイバ等の提供遅延につきましては、過去の改善に一定の成果は見られたものの、未だ課題が残っております為、継続した納期改善の取り組みを要望致します。短納期でのサービス提供が安定して行われることで、将来に渡り需要を喚起し、接続料の低廉化にも繋がると考えます。</p> <p>○ 前述の理由から、接続事業者にとっては主端末回線の大幅な値上がりは影響が大きく、今回</p>	<p>○ また、加入光ファイバに係る効率化に関する取組みとその効果については、今後も認可申請のプロセスにおいて総務省へ説明する考えです。</p> <p><収容率の向上について></p> <p>○ 当社はこれまでも、以下の通り収容率の向上に資する取組みを進めてきたところであり、今後も継続的に取り組んでいく考えです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存ユーザがおらず、カバー範囲が小さな光配線区画及び光ケーブルの支障移転やユーザがいなくなったタイミング等を捉えて隣接する光配線区画の統合を進めること ・ 接続事業者様の求めに応じて光配線区画に係る情報の提供を行うこと <p><提供遅延の改善について></p> <p>○ 当社はこれまで、提供遅延の状況の改善に向け、接続約款に規定する標準対応期間を遵守し、開通までの期間短縮に係るお客様や接続事業者様へのご要望にお応えするため、受付システムの提供や機能拡充、設備検討の効率化、稼働逼迫エリアへの稼働支援等の各種取組を実施してきたところです。加えて、さらなる運用の効率化やシステム化の検討、接続事業者様への情報開示の改善等に努めているところであり、接続事業者様との協議を重ね、申込の平準化、申込不備の低減、申込キャンセルの抑制等についても改善に取り組んでいただいているところです。今後も引き続き、接続事業者様との協議を進め、納期の改善に努めていく考えです。</p>	<p>付けられていると承知しています。NTT東日本・西日本においては、当該取組に引き続き積極的に取り組むとともに、総務省においてその実施状況を注視し、競争阻害要因の解消の観点から必要と認められる場合には、追加的な対応を検討することが適切と考えます。</p> <p>○ 加入光ファイバ等の提供遅延については、接続事業者のサービス提供に大きな影響を与える問題であると考えており、当審議会においてなされた指摘等を契機として、接続研において検証・議論が継続されているところと承知しています。加入光ファイバ需要の純増数の通減傾向が予測されているところ、当該議論はFTTHアクセスサービス等の需要を確保・喚起して接続料の低廉化を図る観点においても重要であり、総務省において引き続き注視することが適切と考えます。</p> <p>○ その他、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 激変緩和措置に関する考え方については、考え方20、 ・ コスト効率化の取組に関する考え方については、考え方10のとおりです。
---	--	---

<p>の変動に関しては、値上げの影響を来年度以降に段階的に繰り延べるなどの激変緩和措置の適用も検討していただくことを希望致します。</p> <p>○ さらに、将来的な接続料金の低廉化を実現するために、引き続き NTT 東西殿の効率化などによるコスト削減の取り組みを継続して頂くとともに、今次申請分を含めた接続料水準の在り方につきましては、更なる検討を行うことが適当であると考えます。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 左記の意見のとおり、加入光ファイバの大幅な値上がりは、接続事業者の事業計画に大きな影響があり、ひいては利用者利便を損なう可能性があることから、直近の2023年度における大幅な値上げ影響を緩和するため、激変緩和措置によって今次算定期間の3か年において、値上げ幅を平準化いただくことを要望いたします。</p> <p>○ また、接続事業者の予見性を確保する観点から、今次申請における報酬額の算定方法の見直しの反映のように、やむを得ない事情がある場合を除き、NTT東・西殿においては、前年度末までに認可されるように1月頃までに認可申請を実施いただくよう要望いたします。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>		
<p>意見2</p> <p>● ブロードバンドサービスがユニバーサルサービスに位置付けられ、低廉かつ安定的なサービスの提供が期待されていることから、値上げを回避する措置の実施方針を継続するべき。</p>	<p>再意見2</p> <p>■ 調整額の繰延べ等を行うことは適当ではない等の意見(再意見20と同旨)。</p> <p>● 加入光ファイバ接続料の急激な上昇について、接続事業者の事業規模や経営状況に応じ一定の配慮を検討することは適当。他方、単に値上げを回避する目的で議論をすることは不適當であり、そのような措置を講じれば、投資インセンティブの阻害・設備競争の阻害につながる。</p> <p>● 賛同意見(再意見20と同旨)。</p>	<p>考え方2</p>	
<p>○ 加入光ファイバは、FTTH サービスを提供する事業者にとって、重要なアクセス回線調達の</p>	<p>○ 2022年度接続料は、コロナ禍による自己資本利益率の低下等に伴う乖離額調整の結果として、一芯あたりコスト(乖離額調整前の接続</p>	<p>○ 加入光ファイバ接続料が低廉な水準であることは、FTTHアクセスサービス市場における加入光ファ</p>	<p>無</p>

<p>手段であることから、低廉かつ安定的な料金で調達できることが期待されております。</p> <p>今般、電気通信事業法の改正により、FTTHサービスを初めとするブロードバンドがユニバーサルサービスと位置付けられ、低廉かつ安定的なサービスの提供が期待されていることから、接続事業者が安定的にサービスを提供できるよう、従前通り、加入光ファイバの接続料は値上げを回避する措置の実施方針を継続していただくべきと考えます。</p> <p>(アルテリア・ネットワークス株式会社)</p>	<p>料)の実態を大きく下回る水準にまで料金が低下したものであり、今回申請した接続料は、それらの影響を受ける以前の水準にまで戻ったものと考えています。</p> <p>○ また、今回申請した接続料においては、2021年度における乖離額実績及び2022年度における乖離額見込みを単年度において調整するのではなく、各年度の予測芯線数比に応じて乖離額を3年間で平準化して算入することにより、2023年度から2025年度の3年間の接続料水準を平準化しているところです。</p> <p>○ なお、光の需要が一巡し、従来のように接続料の大きな低廉化が見込めない中で、仮に調整額等の繰延べを行った場合には、繰延べ先の年度において接続料水準が上昇することとなり、接続事業者様が求める段階的な接続料の引き下げは実現できないことから、適切でないと考えます。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 加入光ファイバ接続料の急激な上昇は、接続事業者の利益低下や経営への影響等が想定されることから、接続事業者の事業規模や経営状況に応じ一定の配慮を検討することは利用者利便の確保等の面からも適当であると考えます。</p> <p>他方、当該接続料については、従前より第一種指定電気通信設備接続料規則に定める方法により、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた公正妥当な金額とし</p>	<p>イバとの接続による提供形態の活用に資するものであり、競争を通じた低廉な料金と多様なサービスの実現のために重要です。</p> <p>○ そのため、加入光ファイバ接続料の算定方法等については、総務省において、今後も必要に応じ、議論を行うことが適当と考えます。</p> <p>○ 一方、加入光ファイバ接続料が「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額」を逸脱した水準となる場合、自己設置や卸電気通信役務による提供形態との適切なバランスを欠く結果にも繋がることに留意すべきと考えます。</p>
--	--	--

	<p>て認可されてきたことを踏まえると、単に値上げを回避するという目的で議論することは不适当であり、仮にそのような措置が講じられた場合、社会情勢の変化等による変動リスクを全て自己設置事業者が負うこととなることから、投資インセンティブの低下や設備競争の阻害につながるものと考えます。</p> <p>(株式会社オペテージ)</p> <ul style="list-style-type: none">○ KDDI株式会社殿、アルテリア・ネットワークス株式会社殿の意見に賛同致します。○ 今回の認可申請は令和5年度の5月に行われましたが、接続事業者はそれまで当該年度の接続料を予測することができず、認可申請が行われて初めて接続料が大幅に上昇することを認識しました。 <p>このように、予測困難な状況で大幅な接続料の上昇が生じた場合、接続事業者はその増加分を吸収するために予定していた事業計画上の投資を緊急的に抑制するなどの対策が必要であり、最終的には競争環境にも影響を及ぼす可能性がございます。</p> <p>今回の認可申請の遅れと、申請された接続料の大幅な上昇率を考慮すると、今年度においては激変緩和措置として、希望する事業者に対して上昇額を来年度以降に段階的に繰り延べるなどの措置の適用を検討していただくことを希望します。</p> <p>これにより、今年度においても接続事業者が予定通りに適切な投資を行い、多様なサービス</p>		
--	--	--	--

	<p>を提供することが可能となり、競争環境への影響を最小限に抑えることができると考えますので、ご検討いただけますようお願い申し上げます。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>		
<p>意見3</p> <ul style="list-style-type: none"> ● NTT東日本・西日本の加入光ファイバの重要性は一層高まっている。加入光ファイバとの接続の更なる円滑化を図ることにより公正競争環境を整備し、利用者利便の向上に繋げることが重要であり、接続事業者の予見可能性向上や継続的なコスト削減による接続料低廉化を図る必要。 ● 現状の加入光ファイバ接続料の算定方法では、前期算定期間の最終年度に認可申請されるまでの間、接続事業者が次期算定期間の接続料水準を知ることができず、十分な予見可能性が確保されているとは必ずしも言えない。例えば第二種指定設備のデータ接続料のように、毎年度3年分の適用単金・予測単金を提示する対応を実施いただくことで、接続事業者の予見可能性が向上する。 ● 引き続き、NTT東日本・西日本においてコスト削減・設備効率化を実施することを要望。加えて、当該取組の内容・効果等の報告・公表も継続し、総務省が検証することを要望。 ● 第二種指定設備のデータ接続料に準じた扱いに関する同旨意見(1者) 	<p>再意見3</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 加入光ファイバ接続料については、乖離額の状態、資本コストの算出に係る各種比率等に関して事前に情報開示を行っており、今後も同様の対応を行う考え。 ■ 多様な接続形態・様々なアンバンドル機能を提供しており、将来原価方式における予測を毎年見直すこと等については、予測に相当の稼働を要する上、一定の前提を置いて将来の水準を推計しても、実態と乖離が生じることは避けられない。かえって接続事業者の混乱を招くおそれがある等、コストに見合う便益は得られない。 ■ 引き続きコスト・投資の効率化に取り組む等の意見(再意見10と同旨)。 ● コスト削減等に関する賛同意見(3者)。 ● KDDI意見前段に対する賛同意見(1者)。 ● 接続料の予測に関する賛同意見(3者)。 ・ 接続事業者が事業計画を立案する期間は通常3年から5年程度であり、現行の3年毎の認可申請では接続料の変動を正確に予測することは困難。今回のような大きな上昇等の変動リスクを想定した場合、投資判断が硬直化するなど、公正な競争環境に影響を与える可能性も考えられる(1者)。 	<p>考え方3</p>	

	<p>・ 5Gやブロードバンドサービスの更なる展開を行うに当たり加入光ファイバの接続料の予見性を高めることは重要であり、毎年3年分の適用接続料・予測接続料を提示することは必須。今回の報酬の回復等、予めNTT東日本・西日本において予見できる接続料の上昇については、事業者説明会のタイミングを待たずに情報を開示すべき(1者)。</p>		
<p>接続事業者の予見可能性の向上及び光ファイバの費用削減等に係る取組・報告について</p> <p>○ 光ファイバは、今後の経済社会や国民生活にとって重要な 5G や FTTH 等のブロードバンドサービスを支える必要不可欠なインフラであり、ボトルネック設備である NTT 東・西殿の加入光ファイバの重要性は一層高まっていることから、接続事業者による加入光ファイバ利用の更なる円滑化を図ることで公正競争環境を一層整備し、ひいては利用者利便の向上につなげていくことが重要です。</p> <p>そのためには、光ファイバを利用する接続事業者の予見可能性の向上や、継続的なコスト削減による接続料の低廉化等を図る必要があると考えます。</p> <p>○ 接続事業者の予見可能性について、現状の加入光ファイバの接続料は、将来原価方式により、複数年度(直近では 3 年度)分の接続料が申請されますが、次期算定期間の接続料は、前期算定期間の最終年度において認可申請されるまでの間、接続事業者はその接続料</p>	<p><予測接続料の開示について></p> <p>○ 加入光ファイバ接続料については、接続事業者様の予見性を高める観点から、当社の自主的な取組みとして、2020年度の実績から複数年度の算定期間中における乖離額調整に係る実績収入と実績費用の乖離の状況について、可能な限り毎年度10月末に、開示してきたところです。加えて、主な接続料に係る原価・需要・資本コストの算出に係る各種比率等についても翌年度接続料の認可申請に先立ち、10月末の再計算報告時において情報の事前開示を行っています。今後も引き続き、同様の対応を行う考えです。</p> <p>○ なお、当社は接続事業者様と多様な接続形態で接続し、様々なアンバンドル機能を提供しているところ、それらのアンバンドル機能について、将来原価方式により算定している接続料の予測を毎年見直すことや実績原価方式により算定をしている接続料等について予測をすることは、費用や需要の動向の予測に相当の稼働を要する上、仮に将来の接続料水準を一定の前提を置いて推計しても、予測と実態に乖離が</p>	<p>○ 第二種指定設備のデータ接続料の算定における将来原価方式は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ それまで採用されていた実績原価方式のみでは、最終的な支払い額が当年度末や翌年度末まで確定しないことから、MVNOにおいて予見性が確保されず、適切な原価管理に支障が生じている ・ 接続料の低下局面にあっては、前々年度の実績値に基づく相対的に高い接続料により暫定的な支払いが行われることとなり、MVNOにおいて過大なキャッシュフロー負担が生じている <p>等の指摘を踏まえて導入されたものであり、3年度分の接続料の算定を毎年度行うこととしているのは、「技術の進展等、接続料の算定に関する環境が今後も急速に</p>	<p>無</p>

<p>水準を知ることができず、必ずしも十分な予見可能性が確保されているとは言えない状況です。</p> <p>例えば、第二種指定電気通信設備設置事業者が将来原価方式にて算定するデータ接続料については、毎年度 3 年度分の適用単金・予測単金を提示することで、MVNO の予見可能性を確保し、移動通信市場における公正競争の促進に寄与していることから、NTT 東・西殿においても同等の対応を実施することで、接続事業者の予見可能性が向上し、公正な競争環境の確保につながるものと考えます。</p> <p>○ また、継続的なコスト削減による接続料の低廉化について、引き続き、NTT 東・西殿において、コスト削減・設備効率化の対応を実施いただくよう要望いたします。</p> <p>加えて、上記の対応を NTT 東・西殿に確実かつ継続して実行いただくため、費用削減等の取組の内容・効果等の報告・公表(※)を引き続き実施し、設備投資の効率化・費用削減が実施されているか、総務省殿において検証・公表されることを要望いたします。</p> <p>(※)2021 年度の接続料改定の際の審議会の考え方を踏まえて、総務省殿から NTT 東・西殿に対し、2020 年度から 2022 年度までの費用や投資の効率化の実施内容、効果等について、各年度の会計実績が取りまとまる年度(以下「各報告年度」という。)において、遅くとも各報告年度の次年度の接続料款の変更認可申請を行うまでに報告することを要請。</p> <p>今次の申請において報告された 2021 年度費用については、業務区分毎の費目に分計して報告がなされている。</p>	<p>発生することは避けられず、かえって接続事業者様の混乱を招くおそれがある等、コストに見合う便益は得られないと考えます。</p> <p><効率化について></p> <p>○ 当社はこれまでも、企業努力によるコスト・投資の効率化を進め、接続料原価の削減等に努めることで加入光ファイバの接続料を低減させてきたところです。</p> <p>○ 昨今の労務費や原材料費等の高騰により、費用は増加傾向にあります。株主やステークホルダーの負託に応える企業における当然の経営努力として、引き続き効率化に取り組む考えです。</p> <p>○ また、加入光ファイバに係る効率化に関する取組みとその効果については、今後も認可申請のプロセスで総務省へ説明する考えです。(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ データ通信の情報量が拡大する中、ICTサービスの高度化の基盤として、今後も光ファイバへの需要の増加が見込まれます。</p> <p>東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿におかれては、引き続きコスト削減等に努めるとともに、接続料の大幅な変動が生じないよう対策を講じていただくことを要望します。</p> <p>(楽天モバイル株式会社)</p> <p>○ 左記の意見のとおり、接続事業者における予見可能性を確保する観点から、NTT東・西殿に</p>	<p>変化していくことが想定されるところ、その時々状況が接続料に適切に反映されるようにするため」(接続研第三次報告書(令和元年9月25日公表))であると承知しています。</p> <p>○ 加入光ファイバ接続料の算定における複数年度の将来原価方式では、意見のとおり、算定期間の最終年度において次年度以降の予見可能性が低下するのは確かであるものの、第二種指定設備のデータ接続料における将来原価方式を加入光ファイバ接続料の算定で採用することについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種指定設備の接続料においては調整額制度が導入され、第二種指定設備において生じていたような原価管理・予見性に関する問題は生じていないこと ・ 技術の進展等の環境の変化については、第二種指定設備と異なると考えられること ・ 第二種指定設備とは接続料の算定方法、アンバンドル機能の数等が異なるため、算定に係る作業負担についても、第二種指定設備と異なると考えられること
---	---	--

<p>(参考)将来原価方式に基づく 2023 年度の接続料改定等の概要資料 https://www.soumu.go.jp/main_content/000882623.pdf (KDDI株式会社)</p> <p>○ 加入光ファイバ接続料の予見性を確保する観点から、第二種指定電気通信設備のデータ系接続料と同様に、毎年当該年度の加入光ファイバ接続料と翌年度・翌々年度分の加入光ファイバ予測接続料の算定・公表を要望いたします。 (中部テレコミュニケーション株式会社)</p>	<p>においては、第二種指定電気通信設備設置事業者が将来原価方式にて算定するデータ接続料と同様、加入光ファイバの接続料について毎年度3年度分の適用単金・予測単金を提示することを要望いたします。 (KDDI株式会社)</p> <p>○ KDDI株式会社殿の意見に賛同致します。 ○ NTT東西殿の加入光ファイバは大量トラフィックを支える通信インフラとして必要不可欠な設備であり、その中でも加入光ファイバは低廉な接続料を前提とした事業者の参入、競争により多様なサービスが提供されるべきであり、今後も利用する接続事業者の予見可能性の向上や、継続的なコスト削減による接続料の低廉化等を図っていくべきと考えます。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p> <p>○ KDDI株式会社殿、ソフトバンク株式会社殿、中部テレコミュニケーション株式会社殿の意見に賛同致します。 ○ 公正な競争環境を確保するための取り組みとして、将来原価方式による接続料の算定では予測単価が提示され、接続事業者の予見性を向上させることが重要であると考えます。 しかしながら、接続事業者が中期事業計画を立案する際の期間は通常3年から5年程度であるところ、現行の3年ごとの認可申請のみでは接続料の変動を事業者が正確に予測すること</p>	<p>等に留意する必要があると考えます。</p> <p>○ いずれにせよ、次期算定期間(令和8年度以降)における加入光ファイバ接続料については、その時点での様々な状況や、関係事業者の意見も踏まえつつ、どのような算定方法を用いるかも含め、NTT東日本・西日本及び総務省において検討を深めていくことが適当と考えます。 ○ なお、コスト効率化の取組に関する考え方については、考え方10のとおりです。</p>
--	--	---

	<p>は容易ではありません。</p> <p>また、今回のような接続料の大きな上昇などの変動リスクを想定した場合、接続事業者の投資判断が硬直化する等、結果として電気通信事業における公正な競争環境に影響を与える可能性も考えられます。</p> <p>接続事業者が次年度以降の変動を見越して事業計画を立案するためにも、毎年3年分の接続料を算定、提示していただく事が適切であると考えます。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ KDDI株式会社殿、中部テレコミュニケーション株式会社殿、ソフトバンク株式会社殿の意見に賛同致します。 ○ NTT東西殿の努力による費用削減・効率化の取組については、これまで接続料の低廉化に対して効果を上げている事から、確実かつ継続した実施を促進するために、新たなコスト削減策の追加も含め今後も取り組みを継続して頂き、総務省殿により適切な費用削減・効率化が実施されているかを検証する事が適切であると考えます。 <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ KDDI株式会社殿(以下、「KDDI殿」といいます。)及び「加入光ファイバ接続料の予見性を確保する観点から、第二種指定電気通信設備 		
--	---	--	--

	<p>のデータ系接続料と同様に、毎年当該年度の加入光ファイバ接続料と翌年度・翌々年度分の加入光ファイバ予測接続料の算定・公表を要望」とする中部テレコミュニケーション株式会社殿(以下、「etc殿」といいます。)の意見の通り、ボトルネック設備である東日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT東日本殿」といいます。)及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT西日本殿」といいます。)(以下、あわせて「NTT東西殿」といいます。)の加入光ファイバの重要性は一層高まっており、5Gやブロードバンドサービスの更なる展開を行うにあたり、接続料の予見性を高めることは重要であると考えます。そのためには、第二種指定電気通信設備設置事業者が現在行っているように、NTT東西殿においても毎年度3年度分の適用単金・予測単金を提示することは必須と考えます。さらに、今回新型コロナウイルス感染症の拡大等により減少した報酬が回復したこと等により接続料が増加するというような、予めNTT東西殿において接続料の上昇を予見できる場合には、認可申請に関する接続事業者への説明会のタイミングを待たずに、その主要因と次年度以降の単金への影響等、接続料の予見に資する情報を接続事業者の開示すべきと考えます。</p> <p>○ また、KDDI殿及び、「引き続きNTT東西殿の効率化などによるコスト削減の取り組みを継続して頂くとともに、今次申請分を含めた接続料水準の在り方につきましては、更なる検討を行うことが適当」とするソニーネットワークコミュニケ</p>		
--	---	--	--

	<p>ーションズ株式会社殿(以下「SNC殿」といいます。)、「総務省殿からの要請に基づき、・・NTT東日本殿・NTT西日本殿に対し費用削減・効率化の確実かつ継続した実施を促進するため、2023年度以降も同様の報告を継続し、適切な費用削減・効率化が実施されているかを検証する必要がある」とするctc殿の意見の通り、総務省殿からの要請に基づく、2020年度から2022年度までのNTT東西殿における費用や投資の効率化の実施内容、効果等の実績報告について再度総務省殿より要請を行い、取り組みを継続すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>		
<p>意見4</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 耐用年数の見直しについて、各関数を用いた推計結果は非公表となっており、接続事業者が妥当性を確認できない。また、接続研でも、7つの関数を基にした考え方が妥当との結論には至っていない。 ● メタルケーブルと光ファイバは、ケーブルの材質において最も劣化が早いと考えられる外皮(シース)について同じ素材を使っており、敷設環境も同じ。光ファイバの耐用年数の推計方法はメタルケーブルと同様の方法を採用すべきであり、少なくともメタルケーブルと同様の耐用年数まで延伸可能。 ● 耐用年数については、複数年度の算定期間が終了する都度検証を行い、検証方法の妥当性およびその結果を確実に一般公表したうえで、検証結果と適用されている耐用年数に乖 	<p>再意見4</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 耐用年数の見直しは、接続料の低廉化ではなく、財務会計の観点から実施するもの。 ■ 今般の見直しでは、固定資産データを用いた推計結果以外の観点も含め総合的に検討した結果として、光ファイバの耐用年数を見直すこととしたが、メタルケーブルと光ファイバでは、素材や接続部の構造、設備の構築や運用に係る改善の取組み状況、需要動向や投資の状況、減損の実施有無等で状況が異なり「同一条件の資産」とは認められず、同様に扱うことは適当ではない。 ■ 今次算定期間が終了する時期までに、改めて光ファイバの耐用年数を検証し、検証結果を総務省に報告する考え。 ● 賛同意見(2者)。 ● 光ファイバ以外の設備の耐用年数に関する 	<p>考え方4</p>	

離が生じた場合には速やかに接続料を見直すべき。	意見(意見6と同旨)。		
<p>○ 光ファイバに係る耐用年数については、推計に用いる7つの関数をもとに架空光ファイバが25年、地下光ファイバが30年にそれぞれ延伸されていますが、各関数を用いた耐用年数の結果については非公表となっているため、接続事業者は試算結果及びその妥当性を確認することができず、「接続料の算定に関する研究会」第二次報告書においても、7つの関数を基にした考え方が妥当であるとの結論には至っていません。</p> <p>○ 第11回接続料の算定等に関する研究会(以下、「研究会」といいます。)の弊社資料でご説明の通り、ケーブルの材質において最も劣化が早いと考えられる外皮(シース)について光ファイバと同じ素材を使う金属ケーブルでは、耐用年数は架空28年、地下36年が適用されており、また敷設環境も同じであることを考慮すると、耐用年数の推計方法は金属ケーブルと同様の方法を採用すべきであり、少なくとも金属ケーブルと同様の耐用年数まで延伸可能であると考えられるため、加入光ファイバの接続料においては、出来る限り早期に耐用年数を金属ケーブルと同等まで延伸した上で再算定すべきと考えます。</p> <p>○ また、令和4年度の接続料改定等に関する意見募集における弊社意見のとおり、接続料が一層公正妥当なものであることを確保するためには、研究会第三次報告書において「今後とも、加入光ファイバ接続料の複数年度の算定期間</p>	<p>○ 耐用年数の見直しは、接続料の低廉化を目的として実施するものではなく、外部の監査法人の承認を得た上で公正妥当な会計基準に照らし適正な決算を行うという財務会計の観点から実施するものです。</p> <p>○ 今般の見直しは、固定資産データを用いた推計結果に加え、「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事情の変化による陳腐化の危険の程度」の観点も含め、総合的に検討した結果として、光ファイバケーブルに係る耐用年数を見直すこととしたものですが、金属ケーブルと光ファイバケーブルでは「素材や接続部等の構造」、「設備の構築や運用に係る改善の取組み状況」、「需要動向や投資の状況、減損の実施有無」等、耐用年数の検証に係る各観点に係る状況が異なり、「同一条件の資産」とは認められないため、同様に扱うことは適当でないと考えます。</p> <p>○ 今後については、「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書を踏まえて、今回申請における算定期間が終了する時期までに、財務会計の観点から改めて光ファイバの耐用年数を検証し、検証結果を総務省に報告する考えです。</p> <p>○ なお、耐用年数の見直しに係る詳細なデータ等は、当社が財務の適正性を確保するためのノウハウとして経営情報にあたることから、基本的に一般公表できるものではないと考えます</p>	<p>○ NTT東日本・西日本による今回の光ファイバの耐用年数の見直しは、接続会計及び加入光ファイバ接続料の一層の適正化を実現するものであり、これを評価します。</p> <p>○ 経済的耐用年数については、減価償却を厳正に捉える上では、設備の利用実態を適正に反映したものであることが重要であり、そのために、今後も適時適切に見直していく必要があるものです。</p> <p>○ 接続研の議論のとおり、敷設後いつまで光ケーブルが本当に使用可能かについてデータの蓄積が多くはない現状を踏まえると、総務省においては、引き続き、加入光ファイバ接続料の複数年度の算定期間が終了しようとする時期において、事業会計・接続会計の適正性確保の観点から、耐用年数の見直しに関する状況についてNTT東日本・西日本に見解を求め、関連データ等の提供を受けて検証することが適切と考えます。</p> <p>○ 今次算定期間が令和7年度に終了することから、令和8年度の接続料改定に係る接続約款の変</p>	<p>無</p>

<p>が終了しようとする時期において、事業会計・接続会計の適正性確保の観点から、耐用年数の見直しに関する状況について総務省殿から東日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 東日本殿」といいます。)及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 西日本殿」といいます。)(以下、あわせて「NTT 東西殿」といいます。))に見解を求め、関連のデータ等の提供も受けて検証し、その結果について認可申請時などにできる限り一般公表することが適当」との記載があるように、複数年度の算定期間が終了する都度検証を行い、検証方法の妥当性およびその結果を確実に一般公表したうえで、検証結果と適用されている耐用年数に乖離が生じた場合には速やかに接続料を見直すべきと考えます。(ソフトバンク株式会社)</p>	<p>が、総務省に報告した内容のうち、一般公表可能な内容については、可能な限り公表する考えです。(NTT東日本・西日本)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記意見のとおり、接続料の適正性確保の観点から、次期算定期間以降(2026年度適用接続料以降)においても、NTT東・西殿において耐用年数の検証及び結果を公表いただき、適時適切に設備の利用実態に即した耐用年数を算定に反映していく必要があると考えます。 ○ 加えて、光ファイバケーブル以外の設備についても、同様に設備の利用実態を検証いただき、2024年度適用接続料の認可申請時にその結果を公表いただいたうえで、現行の耐用年数と利用実態との間で乖離がある場合には、耐用年数の見直しを反映した接続料を認可申請いただく必要があると考えます。 ○ また、適正性・透明性確保の観点から、各設備の耐用年数の見直しにあたっては、その算定プロセスや考え方等について公表いただくことが必要であると考えます。(KDDI株式会社) ○ ソフトバンク株式会社殿、楽天モバイル株式会社殿の意見に賛同します。光ファイバの耐用年数については、同様の環境に敷設されているメタルケーブルの経年の設備実績を考慮した上で耐用年数の検証を行い、見直しが可能であるなら早期に延伸すべきと考えます。 	<p>更認可申請の際までに、これらの点について総務省に報告するよう、総務省からNTT東日本・西日本に対し要請することが適当と考えます。(要請)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ その報告を踏まえた検証結果について、総務省においては、接続料変更認可プロセス等の際に、非公表とすることに合理的な理由がある部分を除き、一般公表することが適当と考えます。 ○ なお、メタル回線と光ファイバの耐用年数の差異については、どのような要因から差異が生じているのかなどの観点から、NTT東日本・西日本において、総務省に対し適切に説明することが適当と考えます。
---	---	--

	(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)		
意見5 ● 光ファイバの耐用年数の見直しは評価できる一方、委員限りの情報とされている部分があるため、推計結果の算定のプロセスとその考え方を採用した根拠を公表していただきたい。	再意見5 ■ 耐用年数の見直しに係る詳細なデータは、財務の適正性を確保するためのノウハウとして経営情報にあたり、基本的に一般公表できるものではないが、総務省への報告のうち一般公表可能な内容は可能な限り公表する考え。 ● 賛同意見(2者)。	考え方5	
○ 東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿の今次申請における接続料算定方式の見直しにおいて、架空光ファイバの耐用年数が20年から25年に、地下光ファイバの耐用年数が28年から30年に延長されたことは評価できると考えます。 一方、延長の根拠については7つの関数を用いた推計結果とされているところ、別紙1(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可申請に関する説明)10ページの赤枠内の情報は委員限りとされておりますが、透明性確保の観点から、算定のプロセスとその考え方を採用した根拠を公表して頂きますようお願いいたします。 (楽天モバイル株式会社)	○ 耐用年数の見直しに係る詳細なデータ等は、当社が財務の適正性を確保するためのノウハウとして経営情報にあたることから、基本的に一般公表できるものではないと考えますが、総務省に報告した内容のうち、一般公表可能な内容については、可能な限り公表する考えです。 (NTT東日本・西日本) ○ 左記意見のとおり、接続料の適正性確保の観点から、次期算定期間以降(2026年度適用接続料以降)においても、NTT東・西殿において耐用年数の検証及び結果を公表いただき、適時適切に設備の利用実態に即した耐用年数を算定に反映していく必要があると考えます。 ○ 加えて、光ファイバケーブル以外の設備についても、同様に設備の利用実態を検証いただき、2024年度適用接続料の認可申請時にその結果を公表いただいたうえで、現行の耐用年数と利用実態との間で乖離がある場合には、耐用年数の見直しを反映した接続料を認可申請いただく必要があると考えます。	○ 第一種指定設備との接続に関する情報については、接続料・接続条件の公平性・透明性・接続の迅速性等を担保するという電気通信事業法の趣旨に鑑み、できる限り広く共有されるべきことが重要であり、今次申請に際して行われた光ファイバの耐用年数に係る報告に関しては、当審議会において「総務省においては、その報告を踏まえた検証結果をできる限り一般公表することが適当」との考え方を示しているところです。(「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(令和4年度の接続料の改定等)」に対する答申(令和4年情郵審第12号)考え方2) ○ 今般、総務省が非開示としたのは、撤去法による耐用年数の推計における①推計に用いた7つの関数それぞれの推定値及びその決	無

	<p>○ また、適正性・透明性確保の観点から、各設備の耐用年数の見直しにあたっては、その算定プロセスや考え方等について公表いただくことが必要であると考えます。 (KDDI株式会社)</p> <p>○ ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社等の意見に賛同します。光ファイバの耐用年数については、同様の環境に敷設されているメタルケーブルの経年の設備実績を考慮した上で耐用年数の検証を行い、見直しが可能であるなら早期に延伸すべきと考えます。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>定係数、②7つの関数のうち選択した関数、③②による推計値の平均値ですが、いずれも、一般公表すればNTT東日本・西日本の財務等に係るノウハウの一部が明らかとなり、他の自己設置事業者との間でNTT東日本・西日本が一方的に競争上の不利を被るおそれがある情報であり、非公表とすることは不適切ではないと考えますが、いずれにせよ、NTT東日本・西日本においては、耐用年数の決定方法について、引き続き総務省に対し丁寧に説明することが適当と考えます。</p>	
<p>意見6</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 次期算定期間以降においても、NTT東日本・西日本による耐用年数の検証及び結果の公表並びに接続料算定への反映が必要。 ● 光ファイバ以外の設備についても、設備の利用実態に即した耐用年数に適時適切に見直していく必要がある。例えば、電柱の耐用年数については、「メタル回線のコストの在り方に関する研究会」以降 10 年が経過した現在も見直しが実施されていない。利用実態の検証が必要な設備は電柱以外にも存在する可能性があり、NTT東日本・西日本において改めて設備の利用実態を検証し、令和6年度の接続料の改定等に係る接続約款変更認可申請時にその 	<p>再意見6</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 耐用年数の見直しは接続料の低廉化ではなく財務会計の観点から実施するもの。今後も必要に応じ見直しを行う考え。 ■ 設備全般の耐用年数の見直しに係る情報は、設備運営・財務の適正性の確保に係るノウハウであり、重要な経営情報にあたる。開示できるものではない。 ● 賛同意見(3者)。 	<p>考え方6</p>	

<p>検証結果を公表・接続料算定への反映が必要。</p>			
<p>設備の耐用年数見直しについて</p> <p>○ 2022年度の接続料の改定等に係る情報通信行政・郵政行政審議会での議論において、光ファイバの経済的耐用年数については、設備の利用実態を適正に反映したものであることが重要であり、適時適切に見直していく必要があるとされました。</p> <p>したがって、今次算定期間(2023年度～2025年度)における見直しのみならず、次期算定期間以降(2026年度適用接続料以降)においても、同様に、NTT東・西殿において耐用年数の検証及び結果を公表いただき、適時適切に設備の利用実態に即した耐用年数を算定に反映していくことが必要です。</p> <p>○ 加えて、光ファイバケーブル以外の設備についても、設備の利用実態に即した耐用年数に適時適切に見直していくことが必要です。</p> <p>例えば、電柱の耐用年数(28年※残存価格5%までの到達年数)については、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」(第5回。2013年5月21日)において、NTT東・西殿より「当該設備の使用実態等を踏まえ検討した結果、実際の経過年数について大半が28年を下回っていることから、現時点、耐用年数を見直す必要はないと判断」との報告(※)がなされておりますが、その後10年が経過した現在も、見直しは実施されておられません。</p>	<p>○ 耐用年数の見直しは、接続料の低廉化を目的として実施するものではなく、外部の監査法人の承認を得た上で公正妥当な会計基準に照らし適正な決算を行うという財務会計の観点から実施するもので、今後も必要に応じて見直しを行う考えです。</p> <p>○ 設備全般の耐用年数の見直しに係る情報は、設備運営のノウハウであることに加えて、当社が財務の適正性を確保するためのノウハウであり、重要な経営情報にあたるものであり、開示できるものではありません。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ KDDI株式会社殿の意見に賛同します。光ファイバ以外の電柱・土木設備においても、実際の利用実態と耐用年数の間に乖離がある場合は、実態に合わせた耐用年数の見直しを行うことが適当であると考えます。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p> <p>○ 設備の耐用年数見直しについて、KDDI殿の意見に賛同します。今算定期間終了時においても、NTT東西殿においては耐用年数の検証及び結果を公表いただき、耐用年数に乖離が生じた場合には速やかに接続料を見直すべきと考えます。</p> <p>○ 今算定期間における耐用年数の見直しにお</p>	<p>○ 光ファイバの耐用年数に関する考え方は、考え方4のとおりです。</p> <p>○ 光ファイバ以外の設備の耐用年数についても、設備の利用実態を適正に反映したものであることが重要であり、そのために、今後も適時適切に見直していく必要があるという点において、光ファイバの耐用年数と同様であると考えます。</p> <p>○ この点、電柱等、法定耐用年数と同じ年数が適用されている設備の耐用年数については、「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」において、事業会計・接続会計上の「減価償却費については、経済的耐用年数により算定することを基本とすることが適当」とされていることを踏まえつつ、その決定の根拠をNTT東日本・西日本において総務省に対し適切に説明することが適当と考えます。</p> <p>○ なお、接続料原価となる主な設備の耐用年数について、一覧性のある形で明らかにされれば、接続料の算定の透明性の確保に資するものと考えられ、NTT東日</p>	<p>無</p>

<p>このように利用実態の検証が必要な設備は電柱以外にも存在する可能性があることから、NTT 東・西殿において改めて設備の利用実態を検証し、2024 年度適用接続料の認可申請時にその検証結果を公表いただいたうえで、設備の耐用年数と利用実態との間で乖離が発生しているものがあれば、耐用年数の見直しを反映した接続料を認可申請いただく必要があると考えます。</p> <p>(※)同検討会 資料 5-1「メタル回線に係る設備における耐用年数の検討結果」 https://www.soumu.go.jp/main_content/000226030.pdf (KDDI株式会社)</p>	<p>いては、「別紙1(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可申請に関する説明)10ページの赤枠内の情報は委員限りとされておりますが、透明性確保の観点から、算定のプロセスとその考え方を採用した根拠を公表して頂きますようお願いいたします。」とする楽天モバイル株式会社殿の意見の通り、検証結果が一般に公表されておらず、接続事業者は試算結果及びその妥当性を確認することができないため、試算結果等の情報を開示すべきと考えます。</p> <p>○ NTT東西殿が試算に用いている7つの関数を基にした考え方については、「接続料の算定に関する研究会」第二次報告書においても、考え方が妥当であるとの結論には至っておらず、ケーブルの材質において最も劣化が早いと考えられる外皮(シース)について光ファイバと同じ素材を使うメタルケーブルでは、耐用年数は架空28年、地下36年が適用されており、また敷設環境も同じであることを考慮すると、耐用年数の推計方法はメタルケーブルと同様の方法を採用すべきであり、少なくともメタルケーブルと同様の耐用年数まで延伸可能であると考えられるため、加入光ファイバの接続料においては、出来る限り早期に耐用年数をメタルケーブルと同等まで延伸した上で再算定すべきと考えます。</p> <p>○ また、光ファイバケーブル以外の設備の耐用年数についても、KDDI殿の意見に賛同いたし</p>	<p>本・西日本においてその可否について検討することが適当と考えます。</p>
---	--	---

	<p>ます。「光ファイバのコストが過度に大きくはならないよう、電柱・土木設備コストの情報の開示や、耐用年数見直し等を含む、算定方法の見直しの検証等も必要ではないか」とするSNC殿の意見の通り、光ファイバケーブル以外の費用や耐用年数の情報を開示した上で、耐用年数の見直し等について検討すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ KDDI株式会社殿の耐用年数に関する意見に賛同します。今次算定期間において光ファイバケーブルの耐用年数の見直しが実施されたものの、その試算結果等の情報が明らかではなく、見直し結果の妥当性が明らかではないため、試算結果等の情報を開示すべきと考えます。</p> <p>○ また、光ファイバケーブル以外の費用の詳細やその耐用年数が明らかでないものがあると考えため、それらの情報を開示し、耐用年数を見直す必要性等について検討すべきと考えます。</p> <p>(地域情報化電気通信事業者協議会)</p>		
<p>意見7</p> <p>● 「期待自己資本利益率の過去三年間の平均値」について、第一種指定電気通信設備接続料規則の規定を勘案して、令和2年度から令和4年度までの平均値を採用することが妥当。</p>	<p>再意見7</p> <p>■ 将来原価方式では、これまでも適用年度における過去三年間の平均値を一定の考え方により見込んで算定してきた。</p> <p>■ 今次申請では、長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアムを採用しているが、当該指標は令和4年度以降も概ね同水準で推移すること</p>	<p>考え方7</p>	

	<p>が想定されることから、直近年度の推移を横置きした上で適用年度における過去3年間の平均値を用いている。このような算定により、予測と実績の乖離を縮小することが可能。</p>		
<p>○ 「期待自己資本利益率の過去三年間の平均値」について、今回採用されている方式は、直近の実績値を翌年度以降についても同じ水準で移行すると仮定し、3年間の平均値として採用したものと認識しておりますが、接続料規則における「過去三年間の平均値」という定義から勘案し、2023年度の接続料算定にあたって2023年度は「過去」に該当しないことから、2020年度～2022年度の平均値(4.34%)を採用することが妥当と考えます。 (アルテリア・ネットワークス株式会社)</p>	<p>○ 将来原価方式の接続料では、将来における接続料原価や需要を予測して料金を算定しており、接続料原価の予測に用いる自己資本利益率については、これまでも接続料の適用年度における過去3年間の平均値を一定の考え方(※)により見込んで算定してきました。 (※)過去3年間の自己資本利益率が安定している場合には過去3年間の平均を横置き、直近年度で変動が大きい場合には直近年度を横置きした上で見込んだ過去3年平均値を採用。</p> <p>○ 今回認可申請した接続料においては、接続料研究会での整理を踏まえて、直近年度(2021年度)より長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアムを採用しておりますが、本指標は長期安定的な指標であり、次年度(2022年度)以降も概ね同水準で推移することが想定されることから、自己資本利益率の予測にあたっては、直近年度の数値を横置きした上で、各適用年度における過去3年間の平均値を算定して、料金算定に用いています。</p> <p>○ こうした算定を行うことで、将来における接続料の予測と実績の乖離を縮小することが可能であると考えます。 (NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ 今次申請における各年度の報酬の算定に用いられている期待自己資本利益率は、それぞれの年度における過去3年間の平均値を用いて算定されており、第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号)の規定に照らして妥当であると考えますが、いずれにせよ、報酬の算定に用いる値の算定根拠については、NTT東日本・西日本において適切に説明を行うことが妥当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見8 ● β 値の明確な根拠が示されておらず、NTT東日本・西日本において説明すべき。</p>	<p>再意見8 ■ β 値は接続研の論点整理を踏まえ、直近3年間におけるコロナ禍やウクライナ情勢といっ</p>	<p>考え方8</p>	

<p>● 光ファイバ等のアクセスインフラ設備は一度敷設すれば約 30 年間継続利用できるのに対し、モバイル事業では 10 年周期で新たな規格に対応した基地局を構築する必要があり、継続的に多額の投資が発生し、競争環境も激しいことから、モバイル事業は固定通信事業より事業リスクが高い。モバイル事業の接続料算定に用いられる β より低い値を採用すべき。また、以下の観点からは、NTT 持株の β より低い β が妥当。</p> <ul style="list-style-type: none"> 既に安定的な投資回収時期に入っており、また、今次需要予測でも総芯線数の増加は継続していることから、投資回収におけるリスクは極めて低いと考えられること 英国の事例を踏まえると、メタルや光をアクセス設備として利用する各種サービスは我が国市場で広く普及しているサービスであり、NTT 持株の β よりも低いと考えられること <p>● 接続研の整理を踏まえた自己資本利益率の見直しについては、実際費用方式および長期増分費用方式による接続料の算定においても、次年度の申請や乖離額調整時に、今次申請と算定と同様に見直すべき。</p>	<p>た特殊要因による影響を可能な限り除外できるよう、一定期間のトレンドを加味し、直近3期分のNTT持株の β 値の中央値を採用した。</p> <p>■ 接続研で示したとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ブロードバンド市場においてモバイル通信が固定通信を契約数で大きく上回り、成長を継続していること 固定通信の需要は一巡し、5Gやホームルータの浸透等による需要の移行により、固定通信設備が陳腐化するリスクはこれまでに以上に高まっていること <p>といった状況から、固定通信のリスクはモバイル通信に比べて非常に高い。また、諸外国の主要キャリアでは事業の多角化が進んでおり、政治経済の情勢も各国で異なってきていることを踏まえても、国内の固定通信事業との違いは大きい。</p> <p>■ 既に認可済の接続料については、令和6年度の接続料の改定において、自己資本利益率の算定方法を見直す考え。</p>		
<p>○ 自己資本利益率の算定で用いられる CAPM 的手法における β 値については、第 71 回研究会で示された、少なくとも日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 持株会社殿」という。)の β 値を上回ることにはないことを念頭に従来の 0.6 から 0.566 に見直しが行われましたが、この値</p>	<p><β 値について></p> <p>○ β 値については、第71回研究会で示された論点整理において、「NTTグループ全体の β 値(持株会社の β 値)を基礎として検討すべき」、「少なくとも持株会社の β 値を上回ることにはないことを念頭に、直近の外的要因(新型コロナ</p>	<p>○ NTT東日本・西日本が今次申請に際して β を0.566に設定した考え方は、接続研の議論を踏まえたものであり、不適當ではないと考えます。</p> <p>○ 接続研の議論においては、NT</p>	<p>無</p>

<p>を採用することとした明確な根拠が示されていないため、NTT 東西殿においては、この値を採用した根拠を説明すべきと考えます。</p> <p>○ 一般的に先行投資または固定費が占める割合が高いとより高い営業レバレッジが得られる一方、事業リスクに晒される可能性も高くなると考えられますが、固定通信事業における光ファイバ等のアクセスインフラ設備は一度敷設すれば約 30 年間継続利用ができるのに対し、モバイル事業は 10 年周期で新たな規格に対応した基地局を再構築する必要があり継続的に多額の投資が発生することや、モバイル事業における競争環境も激しいことから、むしろモバイル事業は固定通信事業よりも事業リスクは高いと考えられるため、固定通信事業におけるCAPM的手法におけるβ値については、少なくとも移動通信事業の接続料算定に用いられるβ値よりも低い値を採用すべきと考えます。</p> <p>また、以下の観点でも固定通信事業リスクは低いと考えられるため、NTT 持株会社殿のβ値よりも低い値が採用されることが妥当であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> FTTH サービスの契約数は 2022 年度第 3 四半期時点で 3,779 万契約(うち NTT 東西殿の契約数は約 2,325 万契約)*1 に上り、既に安定的な投資回収時期に入っていること。また、今回の将来原価の申請におけるNTT 東西殿の需要予測においても総芯線数の増加は継続していることから、投資回 	<p>ナウイルス感染症等)による影響を勘案しつつ直近の値を基にβ値」を見直すべきとの考え方が示されたことを踏まえて、直近3年間におけるコロナ禍やウクライナ情勢といった特殊要因による影響を可能な限り除外できるよう、一定期間のトレンドを加味し、直近3期分のNTT持株β値の中央値である「0.566」を採用したものです。</p> <p>○ なお、第70回研究会で当社が示した通り、以下の状況から固定通信のリスクはモバイル通信に比べて非常に高いと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ブロードバンドサービス市場においては、モバイル通信が固定通信を契約数で大きく上回り、成長を継続。 固定通信の需要はすでに一巡し、直近ではFTTHの純増数が大きく低下していることに加え、今後は5G等の普及やホームルータの浸透等により、更にモバイル通信への需要の移行が見込まれ、固定通信設備が陳腐化するリスクはこれまで以上に高まっている。 <p>○ また、諸外国の主要キャリアについては、モバイル事業や上位レイヤー、放送も含めて、事業の多角化が大きく進んでおり、政治経済の情勢も各国でかなり異なってきたことを踏まえても、国内の固定通信事業との違いは大きいと考えます。</p> <p><自己資本利益率の算定の見直しについて></p> <p>○ 既に2023年度接続料が認可済みの実績原価方式や長期増分費用方式による接続料については、今後認可申請を行う2024年度接続料</p>	<p>T持株のβからどのように第一種指定設備の管理・運営に係る事業のリスクを抽出すべきかについて直ちに結論を得ることはできないと整理されたと承知していますが、この点について新たな考え方が示された際には、必要に応じ、総務省において見直しに関する検討を行うことが適切と考えます。</p> <p>○ なお、NTT東日本・西日本が再意見において既にコミットメントを示しているところですが、今後申請される接続料の改定等においては当然に、今般の接続料の議論を踏まえた適正利潤の算定方法を採用することが適切と考えます。</p>
---	---	--

<p>収におけるリスクは極めて低いと考えられること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 70 回研究会の議論を踏まえた当社への追加質問及び回答の中でも記載した通り、海外事例として、英国の Office of Communications では British Telecommunications plc(以下、「BT 社」といいます。)の β について、各サービスのリスクに応じた設定をしていますが、市場に広く普及しているサービス(Openreach)に関しては、需要リスク、営業レバレッジの観点から、最も低いリスクに分類されています。Vodafone や TalkTalk などの移動通信事業者を含む英国通信プロバイダーは BT 社のアクセスインフラを利用してサービスを提供していることから、需要リスクを抱えているため、BT 社における最もリスクが低い Openreach の β は英国通信プロバイダーの適用 β よりも低い値となり、また平均的な欧州の通信事業者の適用 β を上回る可能性は低いことから、BT 社全体の β 値や Vodafone や TalkTalk 等の移動通信事業者の β よりも低い値としています*2。日本市場における、メタルや光をアクセス設備として利用する各種サービス(後者は FTTH のみならずモバイルサービスを含む)は市場に広く普及しているサービスであり、BT 社における最もリスクが低い分類 (Openreach) に該当すると考えられることから、NTT 持株会社殿の β よりも低い値になると考えます。 	<p>の算定において、今回の申請と同様に自己資本利益率の算定方法を見直す考えです。 (NTT東日本・西日本)</p>		
--	--	--	--

<p>以上より、固定通信事業の算定で用いられるCAPM的手法におけるβ値については、NTT持株会社殿のβ値よりも低く、かつ移動通信事業の接続料算定に用いられるβ値よりも低い値を採用するべきと考えます。</p> <p>○ なお、第71回研究会での整理内容を踏まえた自己資本利益率の見直しについては、実際費用方式および長期増分費用方式による接続料の算定においても、次年度の申請や乖離額調整時に、CAPM的手法のβ値を含む自己資本利益率の算定方法について、将来原価方式の算定と同様に見直すべきと考えます。</p> <p>*1 総務省 電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(令和4年度第3四半期(12月末))の数字を参照</p> <p>*2 Office of Communications の以下文書を参照 Promoting investment and competition in fibre networks: Wholesale Fixed Telecoms Market Review 2021-26 Annexes 1-26 A21. Cost of capital for the relevant services (ソフトバンク株式会社)</p>			
<p>意見9</p> <p>● NTT東日本・西日本の自己資本比率は高い水準で推移しており、加入光ファイバの接続料原価に占める報酬の割合も大きいことから、自己資本比率の上昇により接続料が大幅に上昇することも懸念される状況。以下の論点も含め、様々な視点から接続研において報酬の在り方について包括的に議論すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 光ファイバの未利用芯線の情報が蓄積されつつあることを踏まえた具体的な検討 	<p>再意見9</p> <p>■ 加入光ファイバにおいて報酬率の構成比が高まっているのは、コスト効率化・償却方法の変更・経済的耐用年数の見直し等による設備管理運営費の低減が主要因。報酬は、設備の構築・維持・運営、役務・機能の安定的提供のための資本コストであり、資金調達の実態を反映して適正に織り込むべき。</p> <p>■ なお、意見の各項目については、</p> <ul style="list-style-type: none"> 未利用芯線については、将来の利用に備えるものであり、投資の合理性の検証のため 	<p>考え方9</p>	

<ul style="list-style-type: none"> ・ 報酬額を算定するための資本構成比について、裁量排除等の観点から、貸借対照表上の簿価から直接算出したものを用いることについての検討 ・ 電力・ガスの料金では算定に用いる自己資本比率が固定されていること、NTT東日本・西日本の自己資本比率が他業界を比べて著しく高い状況にあることから、自己資本比率を固定したり、条件を設けたりすることの検討 <p>● 同旨意見(1者)</p>	<p>のデータの提供に今後も対応していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資本構成比については、接続研の整理を既に織り込んでいる。 ・ 自己資本比率は、資金調達の実態を踏まえた適正な資本コスト回収のため、実績を用いることが適当。 <p>■ 加入光ファイバについては投資を継続しており、レートベースが増加し、結果的に報酬額が増加している。これに加え、自己資本利益率の回復を見込んだことにより報酬率が増加したが、今次申請における見直しは大幅な自己資本利益率の増減を抑制する効果を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 賛同意見(5者)。 ● 接続料規則における自己資本利益率の算定方法の規定は上限値を定めるものであり、採用した値が合理的であるとする根拠の説明を不要とするものではないと理解。NTT東日本・西日本においては、採用した値の根拠を説明することが妥当であり、(説明のあった)根拠について、利害関係者の意見を踏まえて審議会で合理性を確認する必要。 ● 未利用芯線については、自己設置事業者が迅速・高品質なサービスを提供・維持するために不可欠な資産であり、また、自己設置事業者は芯線利用率の向上のみではなく工事費を含めたコスト全体の抑制を目指して設備を構築しているといった点を踏まえて多角的・慎重な議論が必要。 ● 未利用芯線をレートベースから除外すると、自己設置事業者は先行投資を含めたコストを 		
--	--	--	--

	<p>全て負担する一方、接続事業者はそれを含まないコストを負担することとなり、他の自己設置事業者の投資インセンティブが減退し、また、競争に歪みが生じる。</p>		
<p>○ NTT 東西殿の自己資本比率は NTT 東日本殿で 75.3%、NTT 西日本殿で 51.8%と高い水準で推移しており、また加入光ファイバの接続料原価に占める報酬の割合は大きく、自己資本比率の上昇により接続料が大幅に上昇することも懸念される状況です。</p> <p>こうした状況に鑑みれば、例えば令和 4 年度接続料改定等に関する意見募集において弊社が意見した以下のような論点も含め、様々な視点から改めて研究会の場で報酬の在り方について包括的に議論すべきと考えます。</p> <p>① 光ケーブルの未利用芯線情報が蓄積されつつあることを踏まえた、接続料算定における未利用芯線の扱いについての具体的な検討。</p> <p>② 「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見募集-実績原価方式に基づく平成 28 年度の接続料の改定等-」において、KDDI 株式会社殿が「報酬額を算定するための資本構成比について、裁量排除の観点等から、貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比を用いることが妥当」である旨意見し、それに対して、平成 28 年度接続料に係る情報通信行政・郵政行政審議会答申書(平成 28 年</p>	<p>○ 加入光ファイバの接続料原価において、報酬(資本コスト)の構成比が近年高まっている主要因は、不断のコスト効率化や定率法から定額法への移行、経済的耐用年数の見直し等により、設備管理運営費が低減していることであり、結果として報酬の構成比が上昇したものです。</p> <p>○ なお、接続料原価に見込んである報酬は、電気通信設備を構築・維持・運営し、役務や機能を安定的に提供するための資本コストであり、資金調達の実態を反映した会計実績に基づき適正に織り込むべきものと考えます。</p> <p>○ また、①～③の各項目についての考えについては以下のとおりです。</p> <p>① 未利用芯線については、基本的には将来の利用に備えるものであり、そのための投資の合理性検証のため、芯線使用率に係るデータを総務省に継続的に提供しており、今後でも対応していく考えです。</p> <p>② 資本構成比の算定方法については、2016 年度接続料に係る情報通信行政・郵政行政審議会答申書(2016年3月31日)において「総務省において参考とすることが適当」とされたところ、接続料の算定等に関する研究会における議論を経たうえで、第一次報告書の中で『繰延税金資産』については、税効果会計の適用により『繰延税金資産』を計上す</p>	<p>○ 報酬額の動向が加入光ファイバ接続料に大きな影響を与えることを踏まえると、総務省においては、資本調達の実態を適切に反映する観点から、今後も報酬率の推移について注視するとともに、報酬額の算定方法について必要に応じ見直しを検討していくことが適当と考えます。</p> <p>○ ソフトバンク意見において指摘されている観点についても、今後、総務省が必要に応じ行う検討の中で議論されることが適当と考えますが、各論点についての当審議会の現時点の考え方は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 光ファイバの未利用芯線については、接続研の議論を基に、「少なくとも経済的耐用年数が経過するまでには、より小容量のケーブルでは対応できない需要を収容するに至るはずという考え」(最小限投資合理性)等を踏まえ、投資の合理性に関する検証を行っているところですが、これまで実施されたサン 	<p>無</p>

<p>3月31日)において、「総務省において参考とすることが適当」とされていること。</p> <p>③ 公共料金算定における自己資本比率として、電力業界では30%(一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第5条第4項)、ガス業界では35%(一般ガス事業供給約款料金算定規則別表第1第2表)と固定されているところ、今回適用のNTT東日本殿における自己資本比率は75.3%、NTT西日本殿における自己資本比率は51.8%と他業界に比し著しく高い状況にあり、結果として報酬高止まりの主要因となっていることから、例えば固定値や上限を設けることについての検討。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ 今回の認可申請において、「接続料の算定等に関する研究会」でのご議論結果を踏まえ、報酬の算定のうち、自己資本利益率の算定方法について見直しが見込まれており、報酬の過度な上昇は抑制されているものの、2022年度見込と比較して2割程度上昇しております。</p> <p> { NTT 東日本殿報酬額:2022 年度見込 492 億円→2023 年度予測 593 億円+21% NTT 西日本殿報酬額:2022 年度見込 337 億円→2023 年度予測 406 億円+20% </p> <p>今後も景気動向や金融政策次第ではリスクフリーレートの上昇等も想定され、報酬の見直しに伴う加入光ファイバ接続料の更なる上昇が懸念されます。</p>	<p>ることによって、自己資本比率が上昇することになるから、『繰延税金資産』は自己資本から圧縮することが適当であり、現行採られている方法を見直す必要がある」との整理により具体化され、その点を既に接続料算定に織り込んで算定しているものです。</p> <p>③ 自己資本比率については、資金調達の実態を踏まえた適正な資本コスト回収のため、当該比率を乗じる固定資産価額等と同様に実績を用いることが適当と考えます。</p> <p>○ なお、当社の自己資本比率の水準については、電気通信役務の安定的な提供の確保のため、負債の返済を進めてきた結果であり、接続料算定の観点から資本調達方法を決定しているものではありません。</p> <p>(NTT東日本・西日本(ソフトバンク株式会社意見に関し))</p> <p>○ 接続料原価に見込んでいる報酬は、電気通信設備を構築・維持・運営し、役務や機能を安定的に提供するための資本コストであり、資金調達の実態を反映した会計実績に基づき適正に織り込むべきものであり、接続料の低廉化を目的に見直しを検討するべきものではないと考えます。</p> <p>○ なお、加入光ファイバについては、直近の需要や5Gなどの将来需要をふまえて投資を継続的に行っているところであり、そのためレートベースが増加することで、結果的に報酬額も増加しています。</p>	<p>ル調査においては、NTT東日本・西日本の投資の合理性に問題があったと言える事例はなかったと承知しています。引き続き本件検証及び公表を行っていくことが適当であり、更なるサンプル数の増加を検討するなどの実態把握の強化に向けた取組みについても、引き続きNTT東日本・西日本において検討することが適当と考えますが、関係事業者から、別の考え方に基づく検証方法の提案があった場合には、総務省において、必要に応じて検証の在り方について検討することが適当と考えます。</p> <p>・ 接続研の議論では、貸借対照表の簿価からレートベースの構成資産に基づく資本構成比を算定するにあたって、繰延税金資産以外の流動資産等について、これを自己資本から圧縮しなければならないのか、当時の関係事業者の提案では十分明らかとは言えないと整理されたと承知しています。繰延税金資産以外の流動資産等の扱いについて、関係事業者からの具体的な提案があれば、それに</p>
---	--	---

<p>そのため、「接続料の算定等に関する研究会」等の場で継続して様々な視点から、報酬の在り方についてご検討いただくことを要望いたします。</p> <p>(中部テレコミュニケーション株式会社)</p>	<p>○ それに加えて、新型コロナウイルス感染症拡大等による自己資本利益率の回復を見込んだ影響もあり、報酬額が増加したものではありませんが、今回採用したイボットソン社のリスクプレミアムは自己資本利益率の安定性を高め、その大幅な増減を抑制する効果があり、今後は大幅な自己資本利益率の増減は起こらないものと考えています。</p> <p>(NTT東日本・西日本(中部テレコミュニケーション株式会社意見に関し)</p> <p>○ ソフトバンク株式会社様及び中部テレコミュニケーションズ株式会社様の「報酬」に関する意見に賛同します。</p> <p>○ 第一種指定電気通信設備接続料規則(以下、「接続料規則」といいます。)第12条第3項には、「第一項の自己資本利益率は、次に掲げる式により計算される期待自己資本利益率の過去三年間(リスク(通常予測を超えて発生し得る危険をいう。以下この条において同じ。)の低い金融商品の平均金利が、他産業における主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。)の平均値又は他産業における主要企業の過去五年間の平均自己資本利益率のいずれか低い方を上限とした合理的な値とする。」と規定されているところ、NTT東西殿におかれては、上限値をそのまま採用し接続料を算定されております。</p> <p>接続料規則の規定は、あくまでも上限値を定めることにより適正範囲を定めているものであ</p>	<p>応じ、検討を進めていくことが適当と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己資本比率について実績値を用いることは、資本調達の実態を適正に反映するという観点で合理的であると考えますが、他の制度における料金算定の在り方も踏まえて「適正な利潤」の算定方法としてより適切なものがないかどうかについては、必要に応じ、総務省において検討を行うことが適当と考えます。 ○ なお、アルテリア・ネットワークス再意見のとおり、NTT東日本・西日本においては、期待自己資本利益率として接続料規則上の上限値を採用する理由について、適切に説明することが適当と考えます。
---	--	--

	<p>り、採用した値が合理的であるとする根拠の説明を不要とするものではないと理解しております。</p> <p>従い、NTT東西殿におかれては、採用した値が合理的であることの根拠を説明することが妥当であり、また、その根拠について他事業者を初めとする利害関係者の意見照会を行った上で、審議会においてその合理性をご確認いただくという手順を踏むことが必要ではないかと考えます。</p> <p>(アルテリア・ネットワークス株式会社)</p> <p>○ 光ファイバケーブルの未利用芯線の取り扱い議論について、以下のような点を踏まえて多角的かつ慎重に検討することが必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 未利用芯線は新規ユーザーへのサービス提供開始の迅速化や、道路工事等による電柱・光ケーブル移設工事や大規模災害時に迂回ルートを構築するために日々活用されているものであり、自己設置事業者が迅速かつ高品質なサービスを提供・維持するために不可欠な資産です。・ また光ファイバケーブルの設備コストそれ自体よりも空き芯不足により追い張り工事が発生した場合の工事費の方が高額であることから、能率的な経営を目指す自己設置事業者は芯線利用率の向上のみを目指すのではなく、工事費を含めた設備構築・運用コスト全体の抑制を目指して設備構築することになります。		
--	--	--	--

	<p>○ また未利用芯線をレートベースから除外することは、自己設置事業者は未利用芯線つまり先行投資を含めたコストを全て負担する一方、接続事業者はそれを含まないコストで設備を使うことになり、接続事業者を有利とするものと考えます。仮にそうなった場合、「自ら造る」よりも「NTT東西殿から借りる」方が有利となり、NTT東西殿以外の多数の自己設置事業者における投資インセンティブが減退するとともに、自己設置事業者と接続事業者との間の競争に歪みが生じる可能性があると考えます。</p> <p>(株式会社オプテージ)</p> <p>○ 左記の意見のとおり、NTT東・西殿においては、2023年度以降も引き続きコスト削減・設備効率化の対応を実施いただくとともに、その取り組み内容・効果等を報告・公表いただくことが必要です。あわせて、総務省殿において、その取り組み内容・効果等について、検証・公表いただきたいと考えます。</p> <p>○ また、加入光ファイバの接続料については、原価に占める報酬額の割合が大きく、報酬の動向によって接続事業者が受ける影響が大きいことから、適宜、「接続料の算定等に関する研究会」等の場で、報酬の在り方等についても、引き続き、議論をする必要があると考えます。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>		
--	--	--	--

	<p>○ 加入光ファイバの報酬の在り方に関する「接続料の算定等に関する研究会」等の場での議論要望について、etc殿の意見に賛同します。</p> <p>○ 加入光ファイバの接続料原価に占める報酬額の割合は高い水準であり、特にNTT東西殿の自己資本比率はNTT東日本殿で75.3%、NTT西日本殿で51.8%と高い水準にあることから、自己資本比率の上昇により接続料が大幅に上昇することも懸念される状況であるため、例えば令和4年度接続料改定等に関する意見募集において弊社が意見した以下のような論点も含め、様々な視点から改めて研究会の場で報酬の在り方について包括的に議論すべきと考えます。</p> <p>① 光ケーブルの未利用芯線情報が蓄積されつつあることを踏まえた、接続料算定における未利用芯線の扱いについての具体的な検討。</p> <p>② 「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見募集-実績原価方式に基づく平成28年度の接続料の改定等-」において、KDDI殿が「報酬額を算定するための資本構成比について、裁量排除の観点等から、貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比を用いることが妥当」である旨意見し、それに対して、平成28年度接続料に係る情報通信行政・郵政行政審議会答申書(平成28年3月31</p>		
--	---	--	--

	<p>日)において、「総務省において参考とすることが適当」とされていること。</p> <p>③ 公共料金算定における自己資本比率として、電力業界では30%(一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第5条第4項)、ガス業界では35%(一般ガス事業供給約款料金算定規則別表第1第2表)と固定されているところ、今回適用のNTT東日本殿における自己資本比率は75.3%、NTT西日本殿における自己資本比率は51.8%と他業界に比し著しく高い状況にあり、結果として報酬高止まりの主要因となっていることから、例えば固定値や上限を設けることについての検討。</p> <p>○ また、今回の認可申請において見直しがされた自己資本利益率の算定で用いられるCAPM的手法におけるβ値に関しては、弊社提出意見の通り、固定通信事業における事業リスクは移動通信事業よりも低いと考えられることから、少なくとも移動通信事業の接続料算定に用いられるβ値よりも低い値を採用すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ ソフトバンク株式会社殿、中部テレコミュニケーション殿の意見に賛同致します。</p> <p>○ 加入光ファイバの接続料原価に占める報酬の割合は大きく、接続料が大きく変動する要素となっていることから、報酬の在り方については、引き続き接続料の算定等に関する研究会で議論が行われるべきと考えます。</p>		
--	--	--	--

	<p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ソフトバンク株式会社殿の加入光ファイバの報酬の在り方に関して包括的に議論すべきとの意見及び中部テレコミュニケーション株式会社殿の「接続料の算定等に関する研究会」等の場で継続して様々な視点から、報酬の在り方についてご検討いただくことを要望」との意見に賛同します。 ○ 令和5年度加入光ファイバ接続料の認可申請において、報酬額の割合は、東日本電信電話株式会社殿は34.2%、西日本電信電話株式会社殿は28.2%と原価の内の約3割を占めており、FY22との比較でFY23年度接続料原価において東日本電信電話株式会社殿:101億円増加、西日本電信電話株式会社殿:69億円増加と今算定における接続料上昇の主な要因となっています。ブロードバンドサービスの更なる展開を行うにあたり、加入光ファイバ接続料の低廉化は必要不可欠となるため、ソフトバンク株式会社殿の「CAPM的手法におけるβ値については、日本電信電話株式会社殿のβ値よりも低く、かつ移動通信事業の接続料算定に用いられるβ値よりも低い値を採用すべき」との意見や東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿の自己資本比率が高い水準であること等を踏まえ、報酬の在り方について包括的に議論すべきと考えます。 <p>(地域情報化電気通信事業者協議会)</p>		
--	--	--	--

<p>意見 10</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 光信号端末系伝送路の指定設備管理運営費は、令和5年度と比べて令和6・7年度は上昇傾向となっている。加入光ファイバの需要の増加に伴いコストも増加することも想定されるが、NTT東日本・西日本においては更なる費用効率化・費用削減努力を実施いただきたい。 ● 現行算定期間におけるコストの効率化に係る総務省の要請は、一定程度NTT東日本・西日本のコスト削減インセンティブに寄与したものと考えられる。令和5年度以降についても同旨の要請を行うべき。 ● 令和3年度 of 取組効果は令和2年度と比べて小さく、特にNTT西日本の一部費目においてはコストが増加している。コスト増加の要因を明らかにするとともに、今後更なる効率化・費用削減努力を実施いただきたい。 ● 同旨意見(1者) 	<p>再意見10</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ これまでもコスト・投資の効率化を進め、加入光ファイバ接続料を低減させてきた。昨今の労務費・原材料費等の高騰により費用は増加傾向にあるが、企業における当然の経営努力として、引き続き効率化に取り組む考え。また、効率化の取組・効果については今後も総務省に説明する考え。 ■ NTT西日本においては令和3年度も費用全体では効率化を実現しているが、管理・共通費は本社への業務移管・業務統合、試験研究費は取得固定資産価額比による配賦の影響によりコストが増加している。 ● 賛同意見(3者)。 ● NTT東日本・西日本において、引き続きコスト削減等に努めるとともに、接続料の大幅な変動が講じないよう対策を講じていただくよう要望(再意見3と同)。 	<p>考え方10</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 算定根拠資料上の端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)の指定設備管理運営費に着目すると、令和5年度の指定設備管理運営費の実績と比べ、令和6年度、7年度の実績はNTT東西殿ともに上昇傾向となっています。加入光ファイバは今後も需要の増加が想定され、それに伴いコストが増加することも想定されますが、NTT東西殿においては指定設備管理運営費の低減に向けた更なる効率化・費用削減努力を実施いただきたいと考えます。 ○ また、現在の加入光ファイバ接続料の算定期間まで実施された以下取り組みは、一定程度 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当社はこれまでも、企業努力によるコスト・投資の効率化を進め、接続料原価の削減等に努めることで加入光ファイバの接続料を低減させてきたところです。 ○ 昨今の労務費や原材料費等の高騰により、費用は増加傾向にあります。株主やステークホルダーの負託に応える企業における当然の経営努力として、引き続き効率化に取り組む考えです。 ○ また、加入光ファイバに係る効率化に関する取組みとその効果については、今後も認可申請のプロセスで総務省へ説明する考えです。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 加入光ファイバ接続料に係るコスト効率化・削減の取組については、前々算定期間でNTT東日本では630億円、NTT西日本では537億円を削減し、前算定期間でNTT東日本では342億円、NTT西日本では376億円(既に実績が取りまとまった令和3年度まで)が削減されたと承知しています。 ○ 左記意見等のとおり、今次算定期間においても、費用や投資の効率化によって加入光ファイバの 	<p>無</p>

<p>NTT 東西殿のコスト削減インセンティブに寄与したものと考えられるため、総務省殿においては NTT 東西殿に対し、令和 5 年度以降も当該取り組みを実施するよう要請いただき、状況を注視いただきたいと考えます。</p> <p>【令和3年度の接続料の改定等に関して講ずべき措置について(要請)】 加入光ファイバの接続料について、現在の算定期間である、令和2年度から令和4年度までの費用や投資の効率化の実施内容、効果等について、各年度の会計実績が取りまとまる年度(以下「各報告年度」という。)において、遅くとも各報告年度の次年度の接続約款の変更認可申請を行うまでに、総務省に報告すること。</p> <p>○ 令和3年度の取組効果に関しては、令和2年度と比べコスト削減効果が小さく、特に NTT 西日本殿においては、管理・共通費及び試験研究費が令和 2 年度からコストが増加しています。こちらのコスト増加の要因を明らかにするとともに、今後コストが削減されるよう更なる効率化・費用削減努力を実施いただきたいと思います。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ 総務省殿からの要請に基づき、NTT 東日本殿・NTT 西日本殿においては 2020 年度から 2022 年度までの費用や投資の効率化の実施内容、効果等の実績について報告がなされておりますが、NTT 東日本殿・NTT 西日本殿に対し費用削減・効率化の確実かつ継続した実施を促進するため、2023 年度以降も同様の報</p>	<p>(NTT東日本)</p> <p>○ 昨今の労務費や原材料費等の高騰により、費用は増加傾向にありますが、株主やステークホルダーの負託に応える企業における当然の経営努力として、引き続き効率化に取り組む考えです。</p> <p>○ なお、当社はこれまでも、企業努力によるコスト・投資の効率化を進めてきたところであり、2021年度においても費用全体では効率化を実現しているところではあるが、管理・共通費については業務の全体最適化を志向した本社への業務移管・業務統合等を進めたこと、試験研究費については、当年度取得固定資産価額比で配賦しているところ、光ファイバ関連とそれ以外とで当年度取得固定資産価額の程度に差分が生じていること、によって結果的にコストが増加したものです。</p> <p>○ また、加入光ファイバに係る効率化に関する取組みとその効果については、今後も認可申請のプロセスで総務省へ説明する考えです。</p> <p>(NTT西日本)</p> <p>○ データ通信の情報量が拡大する中、ICTサービスの高度化の基盤として、今後も光ファイバへの需要の増加が見込まれます。</p> <p>東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿におかれては、引き続きコスト削減等に努めるとともに、接続料の大幅な変動が生じないよう対策を講じていただくことを</p>	<p>接続料原価を削減することへの要請は引き続き高いと考えます。令和5年度から令和7年度まで加入光ファイバに係る費用や投資の効率化の実施内容及び効果について、それぞれの年度の会計実績がとりまとまる年度において総務省に報告することを、総務省から NTT 東日本・西日本に対し要請することが適当と考えます。(要請)</p> <p>○ なお、NTT東日本・西日本においては、前算定期間に関する報告と同様、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)に定める業務区分毎の内訳を分類するなどした上で、各項目の効率化・削減等の程度が可視化されるような形で報告することが適当であり、各項目における効率化・削減等の状況について、適切に説明を行うことが適当と考えます。</p> <p>○ また、NTT東日本・西日本においては、コスト効率化・削減の進展等の状況変化を踏まえつつ、必要に応じ新たな効率化の取組みを検討することが望ましいと考えます。</p>
---	--	---

<p>告を継続し、適切な費用削減・効率化が実施されているかを検証する必要があると考えます。 (中部テレコミュニケーション株式会社)</p>	<p>要望します。 (楽天モバイル株式会社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記の意見のとおり、NTT東・西殿においては、2023年度以降も引き続きコスト削減・設備効率化の対応を実施いただくとともに、その取組み内容・効果等を報告・公表いただくことが必要です。あわせて、総務省殿において、その取組み内容・効果等について、検証・公表いただきたいと考えます。 ○ また、加入光ファイバの接続料については、原価に占める報酬額の割合が大きく、報酬の動向によって接続事業者が受ける影響が大きいことから、適宜、「接続料の算定等に関する研究会」等の場で、報酬の在り方等についても、引き続き、議論をする必要があると考えます。 (KDDI株式会社) ○ KDDI株式会社殿、中部テレコミュニケーション株式会社殿、ソフトバンク株式会社殿の意見に賛同致します。 ○ NTT東西殿の努力による費用削減・効率化の取組については、これまで接続料の低廉化に対して効果を上げている事から、確実かつ継続した実施を促進するために、新たなコスト削減策の追加も含め今後も取り組みを継続して頂き、総務省殿により適切な費用削減・効率化が実施されているかを検証する事が適当であると考えます。 		
---	---	--	--

	(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)		
意見 11 ● メタル回線の減少傾向は、固定電話網のIP網への移行も踏まえて一層進んでいく可能性もある。今後、電柱・土木設備のコストの情報の開示や耐用年数の見直し等を含め、算定方法の見直し・検証が必要。	再意見11 ■ 電柱・土木コストについては、予見性向上に資するよう、透明性確保に努めていく考え。 ■ 接続料の算定方法は、コスト負担の適正性確保の観点から議論されるべきもの。耐用年数の見直しは、財務会計の観点から行うものであり、接続料の低廉化を目的として実施するものではない。 ● 電柱・土木設備はメタル回線・光ファイバを用いた安定的なサービス提供に必要不可欠であり、コストは適正に回収される必要がある。契約者数比による現行の算出方法は合理的かつ公平。	考え方11	
○ 電柱・土木設備におけるメタル回線の減少傾向は、今後の固定電話網のIP化等も踏まえると、一層進んでいく可能性もあるのではないかと考えます。今後、光ファイバのコストが過度に大きくはならないよう、電柱・土木設備コストの情報の開示や、耐用年数見直し等を含む、算定方法の見直しの検証等も必要ではないかと考えます。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)	<電柱土木のコスト開示・算定方法について> ○ 電柱土木コストに関する情報開示については、接続料を負担する接続事業者様における予見性向上に資するよう、透明性確保に努めていく考えです。 ○ また、接続料の算定方法については、接続料水準の調整を目的に見直し等すべきものではなく、コスト負担の適正性確保の観点から議論されるべきものです。 ○ なお、光ファイバの耐用年数の見直しについては、公正妥当な会計基準に照らし適正な決算を行うという財務会計の観点から、外部の監査法人の承認を得た上で実施するものであり、接続料の低廉化を目的として実施するものではありません。	○ 電柱・土木設備に係るコストについては、光ファイバ・メタル回線間で契約者数比により按分されていますが、加入光ファイバ接続料原価の内訳における電柱・土木設備に係るコストについては、算定根拠上明らかにされていません。 ○ 今後、当該コストが加入光ファイバ接続料に及ぼす影響が大きくなっていくことが予想されることを踏まえれば、加入光ファイバ接続料の透明性を確保するため、算定根拠においてその影響を示すことが適当と考えます。 ○ そうした透明性の確保の取組	無

	<p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 電柱・土木設備は、メタル回線及び光ファイバの安定したサービス提供に必要不可欠な設備であり、持続的な事業運営やサービスの安定提供のためには、当該設備コストは適切に回収される必要があると考えます。</p> <p>この点、「メタル回線のコストの在り方について 報告書」(平成25年5月)の考え方に基づいて、メタル回線と光ファイバの契約者数比で按分されているところ、現行の算出方法は合理的かつ公平性が担保されていると考えます。</p> <p>(株式会社オプテージ)</p>	<p>や、電柱・土木設備に関する過去の議論の経過を踏まえつつ、総務省において、必要に応じ電柱・土木設備に係るコストに関する検討を行うことが適当と考えます。</p>	
<p>意見 12</p> <p>● 今次申請は5月下旬に行われ、その段階で初めて接続事業者に単金が公表されたため、当年度で計画していた予算に影響が生じている。接続事業者の事業影響等を考慮し、予見性を高める観点から、モバイル接続料の場合と同様の接続料予測を事業者に公開するほか、接続料の変動・調整額の発生に大きく影響する施策を実施する場合や、接続料に大きく影響する要因を把握した場合等には、接続約款変更認可申請に係る接続事業者への説明会のタイミングを待たずに、接続料の予見に資する情報を接続事業者に開示すべき。</p>	<p>再意見12</p> <p>■ 加入光ファイバ接続料については、乖離額の状況、資本コストの算出に係る各種比率等に関して事前に情報開示を行っており、今後も同様の対応を行う考え。</p> <p>■ 接続料の予測の公表に関する意見(再意見3と同旨)。</p> <p>● 賛同意見(3者)。</p>	<p>考え方12</p>	
<p>○ 将来原価方式の認可申請については、通常3月末までに認可完了となるところ、今回の申請は5月下旬に申請がなされ、その段階で初めて接続事業者に対して単金が公表されまし</p>	<p>○ 加入光ファイバ接続料については、接続事業者様の予見性を高める観点から、当社の自主的な取組みとして、2020年度の実績から複数年度の算定期間中における乖離額調整に係る</p>	<p>○ 接続料の予測の公表に関する考え方については、考え方3のとおりです。</p> <p>○ NTT東日本・西日本において</p>	<p>無</p>

<p>た。またその単金については前年度単金と比べて1割強の増加となり、当年度で計画していた予算に影響が生じています。接続事業者への事業影響等も考慮し、予見性を高める観点から、NTT東西殿においては、モバイル接続料の場合と同様に毎年度向こう3年の接続料予測を事業者向けに公開することに加え、接続料の変動や調整額の発生に大きく影響する施策を実施する場合や接続料に大きく影響する要因(需要の大幅減少・災害等による指定設備管理運営費の上昇・報酬の大幅上昇・乖離額調整による単金の大幅変動等)を把握した場合などには、認可申請に関する接続事業者への説明会のタイミングを待たずに、その主要因と次年度以降の単金への影響等、接続料の予見に資する情報を接続事業者に開示すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>	<p>実績収入と実績費用の乖離の状況について、可能な限り毎年度10月末に、開示してきたところです。加えて、主な接続料に係る原価・需要・資本コストの算出に係る各種比率等についても翌年度接続料の認可申請に先立ち、10月末の再計算報告時において情報の事前開示を行っています。今後も引き続き、同様の対応を行う考えです。</p> <p>○ なお、当社は接続事業者様と多様な接続形態で接続し、様々なアンバンドル機能を提供しているところ、それらのアンバンドル機能について、将来原価方式により算定している接続料の予測を毎年見直すことや実績原価方式により算定をしている接続料等について予測をすることは、費用や需要の動向の予測に相当の稼働を要する上、仮に将来の接続料水準を一定の前提を置いて推計しても、予測と実態に乖離が発生することは避けられず、かえって接続事業者様の混乱を招くおそれがある等、コストに見合う便益は得られないと考えます。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>ソフトバンク株式会社様の「認可申請時期」に関する意見及びKDDI株式会社様の「激減緩和措置の適用」に関する意見に賛同しません。</p> <p>接続事業者が予見不可能な時期の認可申請による大幅な接続料の値上げは、接続事業者の事業経営に与える影響を考慮し、令和5年度において値上げとならざるを得ない場</p>	<p>実施している予見可能性向上のための情報開示の取組みについては、NTT東日本・西日本において、接続事業者の意見・要望を踏まえつつ、追加的な対応の要否について検討することが適切と考えます。</p>
---	--	---

	<p>合は、算定期間において原価を平準化する等、値上げの見送りまたは最小限の値上げ幅とする措置をとられるよう強く要請致します。</p> <p>(アルテリア・ネットワークス株式会社)</p> <p>○ 左記の意見のとおり、接続事業者における予見可能性を確保する観点から、NTT東・西殿においては、第二種指定電気通信設備設置事業者が将来原価方式にて算定するデータ接続料と同様、加入光ファイバの接続料について毎年度3年度分の適用単金・予測単金を提示することを要望いたします。</p> <p>(KDDI株式会社)</p> <p>○ KDDI株式会社殿、ソフトバンク株式会社殿、中部テレコミュニケーション株式会社殿の意見に賛同致します。</p> <p>○ 公正な競争環境を確保するための取り組みとして、将来原価方式による接続料の算定では予測単価が提示され、接続事業者の予見性を向上させることが重要であると考えます。</p> <p>しかしながら、接続事業者が中期事業計画を立案する際の期間は通常3年から5年程度であるところ、現行の3年ごとの認可申請のみでは接続料の変動を事業者が正確に予測することは容易ではありません。</p> <p>また、今回のような接続料の大きな上昇などの変動リスクを想定した場合、接続事業者の投資判断が硬直化する等、結果として電気通信</p>		
--	--	--	--

	<p>事業における公正な競争環境に影響を与える可能性も考えられます。</p> <p>接続事業者が次年度以降の変動を見越して事業計画を立案するためにも、毎年3年分の接続料を算定、提示していただく事が適切であると考えます。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>		
<p>意見 13</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 加入光ファイバ等の提供遅延については検討の継続を要望する。新規参入時や後発事業者のサービス提供エリア拡大時にはコロケーションの利用が必要となるが、空調設備や電源設備の納期の長期化について、大きくは解決に至っておらず、標準的な提供日の設定等が納期短縮に有効ではないかと考える。通信の大容量化に伴い電力の需要は爆発的に増加しており、今後も継続していくと考えられるので、空調設備・電源設備に関する接続約款の規定について、時代に合わせた改善を検討することが適当。 ● 接続ルールの見直し・運用変更等には都度システム改修が必要となるが、システム改修費用が適正な金額であることについて、接続事業者が確認する手段がない。システム改修費用の低減等に向けて、調達条件等の公開・透明性の確保が行われるべき。 	<p>再意見13</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 空調・電源の設備については、複数の要因により設備提供に要する期間は区々だが、可能な限り早期に利用開始できるよう努める考え。また、引き続き接続事業者から申込時期の分散等に関する協力をいただき、納期短縮に取り組む。 ■ システム改修にあたっては、事業者説明会で改修内容・費用を説明し、改修の是非について合意を図った上で進めている。 ■ 改修にあたっては関連システムとの連携に配慮しつつ、関連コストの全体的な低廉化、品質の維持・向上を実現できるよう調達している。これらの点についても、事業者説明会で丁寧に説明し、理解を得ながら改修を進めていく。 ● 賛同意見(2者)。調達条件等の情報を開示いただき、総務省において適正性を検証する必要(1者)。改修についてはコストの総額のみが開示される状況であり、細分化したコストは開示されないが、接続事業者が必要な機能を取捨選択し、改修費の低廉化を図れるようにすべき(1者)。 	<p>考え方13</p>	

<p>○ 納期問題については、接続料の算定等に関する研究会(第70回)でコロケーションの納期遅延に関する課題についても取り上げて頂きましたが、引き続き納期改善についての継続検討を要望します。新規事業者の参入や後発事業者のエリア拡大時には、コロケーションの利用が必要となりますが、空調や電源の納期が長期化する事に関しまして、これまで大きくは解決に至っておらず、標準的な設備提供日の設定などが納期短縮に有効ではないかと考えます。</p> <p>デジタル需要の拡大に伴う通信の大容量化などにより、過去の固定電話の時代等に比べて、電力の需要は爆発的な増加となり、今後も継続していくものと考えられます。空調と電源に係る接続約款につきましても、時代に合わせた改善等を検討することが適当であると考えます。</p> <p>○ 接続制度の議論を経て制度変更を行う際や、NTT 東西殿の提案、または接続事業者が要望する運用変更の実現には、都度システムの改修が必要となります。システム改修の内容や費用については、定期的にNTT 東西殿から接続事業者向けに説明会が行われていますが、提示されるシステム改修費用が適正な金額であるかについては、接続事業者側で確認する手段がありません。</p> <p>今後はシステム改修費の低減に向けた取り組みや、接続料に関わるコスト削減と効率化の推進も検討していく必要があります。そのため</p>	<p>○ 空調、電源の設備提供については、提供検討時において現地調査による検討が追加が必要となる場合、工事会社の稼働確保や物品調達に期間を要する場合、電力ケーブルの配線工程等の付帯工事を伴う場合等、複数の要因により設備提供に要する期間は区々であるところ、当社としても、可能な限り接続事業者様が早期に利用開始いただけるよう努めております。</p> <p>また、引き続き接続事業者様に申込時期の分散や平準化に向けたご協力もいただきつつ、空調、電源の設備提供に係る納期短縮に取り組む考えです。</p> <p>○ 接続事業者様にご利用いただくシステム改修にあたっては、事業者説明会の場(システム意見交換会)で、接続事業者様へ改修内容や費用についてご説明し、改修の是非について合意を図った上で進めているところです。</p> <p>また、システム改修にあたっては関連システムとの連携にも配慮しつつ、システム関連コストの全体的な低廉化や品質の維持・向上を実現できるように調達をしているところであり、これらの点についても必要に応じて事業者説明会の場等で丁寧な説明を実施し、接続事業者様のご理解を得ながらシステム改修を進めていく考えです。</p> <p>なお、システム改修費の低減に向けた取り組みや、接続料に関わるコスト削減と効率化の推進については、株主やステークホルダーの負託に応える企業における当然の経営努力とし</p>	<p>○ 意見前段における提案については、まずは事業者間の協議・取組により提供遅延の実態的な改善を図っていくことが先決であると考えられますが、その上で、当該ルールが「接続を円滑に行うために必要なもの」であり、提供遅延の改善又は提供遅延に係る利用者対応の改善に資することが明らかとなれば、総務省において、必要に応じ、接続約款の変更等の制度の見直しを図っていくことが適当と考えます。</p> <p>○ その際、当該ルールが過剰なりソースの確保につながってしまえば、結果としてコロケーション料金の上昇として接続事業者に跳ね返る可能性があることに留意しつつも、コロケーション提供の著しい遅延により接続事業者の自由なサービス提供や十分な展開が阻害されるような状況とならないよう、提供の実態を踏まえた検討を行うことが適当と考えます。</p> <p>○ 意見後段については、NTT東日本・西日本の行うシステム改修の経費のうち、接続料の原価となるものに関しては、能率的な経営の下における適正な原価と捉えられるものであることが必要です。特</p>	<p>無</p>
---	---	--	----------

<p>には、調達条件などについての公開や透明性の確保が行われるべきと考えます。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>て、引き続き取り組む考えです。 (NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 左記の意見のとおり、制度変更・運用変更の際に、NTT東・西殿にて実施されるシステム開発・改修については、かかる費用が接続料に算入されることから、その適正性・透明性の確保が必要であると考えます。</p> <p>○ したがって、今後も費用の削減・効率化等について対応いただくとともに、透明性確保の観点から、NTT東・西殿においては、調達条件等のシステム開発・改修に関する情報を開示いただき、その適正性について総務省殿において検証をいただく必要があると考えます。 (KDDI株式会社)</p> <p>○ NTT東西殿のシステム改修費用の公開について、SNC殿の意見に賛同します。NTT東西殿において実施されるシステム改修に関しては、基本的に総額のみが開示される状況であり、接続事業者から、細分化した機能ごとのコストの開示を求めた場合にも、開示いただけないことが多い状況です。接続料にも影響があるシステム改修費用について、NTT東西殿において細分化した機能ごとのコストを提示し、接続事業者側で必要な機能を取捨選択し、システム改修費の低減化を図れるようにすべきと考えます。 (ソフトバンク株式会社)</p>	<p>に、回線管理運営費として接続事業者のみが負担するシステム改修経費については、適正性・透明性を確保する必要性が高く、まずはNTT東日本・西日本において機能ごとの費用の内訳等も含め、関係する接続事業者に適切に説明することが適当と考えます。</p> <p>○ その上で、システム改修経費の適正性・透明性については、「接続料の算定に関する研究会 報告書」(平成10年11月6日)における検討を踏まえ、接続約款上、接続事業者が網改造に係るソフトウェア開発費の適正性に関する協議をNTT東日本・西日本に申し込む手続が整備されているところですが、ネットワークの仮想化等が進展する中、指定設備の機能においてソフトウェアの果たす役割は増大していくことが予想されるところ、今後、必要に応じ、総務省において検討を深めていくことが適当と考えます。</p>
---	---	--

2 次世代ネットワーク(NGN)の県間通信用設備に係る接続料の設定等

(意見及び再意見の概要: ■:NTT東日本・西日本からの意見 ●:NTT東日本・西日本以外の事業者・団体からの意見 ▲:個人からの意見、考え方は本文を参照。)

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見 14</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 将来原価方式の採用に賛同。 ● 今後の制度変更においては、事業者の予見性確保のため、見直し毎の激変緩和措置及び直接的な関係者の意見の反映を要望。 	<p>再意見14</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 算定方式の変更を検討する際には、省令の規定・需要動向を踏まえ、接続事業者の意見を必要に応じ伺いながら対応していく考え。 	<p>考え方14</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 今回の算定方式である、将来原価方式については基本的に賛成である。 ○ 今後の制度変更に当たっては、事業者の事業予見性を確保できるようにするため、見直しごとに激変が起きないような緩和措置を要望する。また制度の変更に当たっては、直接的な関係者の意見を反映してもらうことを要望する。(一般社団法人IPoE協議会) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後、算定方式等の変更を検討する際には、省令の規定や需要動向等を踏まえ、必要に応じて現に対象設備を利用している接続事業者様のご意見も伺いながら対応していく考えです。(NTT東日本・西日本) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 接続料が大幅に変動する場合には、必要に応じ、調整額の繰延べ等による激変緩和措置について検討を行うことが適当と考えます。 ○ なお、関係省令等の改正や接続約款変更の認可にあたっては、当審議会への諮問が義務づけられており、当審議会が原則として2回の意見募集が行うなど、関係者の意見を踏まえた検討を行う仕組みとなっていますが、今後も引き続き、オープンな議論を進めていくことが重要であると考えます。 	<p>無</p>
<p>意見 15</p> <ul style="list-style-type: none"> ● NTT東日本・西日本において引き続き県間接続料引き下げの努力がなされることを希望。 ● PPPoE接続に係る県間接続料についても、IPoE方式と同機能であり、設備も主要な部分を共用しているため、原価も同等のものである 	<p>再意見15</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ PPPoE方式については、令和3年答申が示した考え方に係る状況は現時点でも変わっていない。PPPoEに係る県間接続料については、今後も市場状況や競争環境等を勘案の上で設定する考え。 	<p>考え方15</p>	

<p>と考えられ、PPPoE接続についても、原価ベースで算定されることを要望。</p>			
<p>○ IP通信網の県間伝送機能の第一種指定設備への指定は、当協会がかねてより要望してきましたが、今回 NTT 東西から従来の金額を下回る料金の申請が行われたことで、省令改正等の成果が早速実現したものと思います。NTT 東西において、引き続き引き下げの努力がなされることを要望します。</p> <p>○ 今回、IPoE 方式の県間伝送機能について、第一種指定電気通信設備としての申請が行われ、原価ベースでの接続料の算定が行われました。</p> <p>PPPoE 方式については、制度上引き続き非指定になるものと思いますが、PPPoE も IPoE も同じ機能であり、設備も主要な部分を共用しているため、提供原価も同等のものであると考えられます。このため、PPPoE での利用についても、原価ベースでの算定とすることを要望します。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p><PPPoE方式に係る県間伝送路の接続料金について></p> <p>○ PPPoE方式については、情報通信審議会における最終答申(2021年9月)において、「各都道府県に接続点(POI)が設けられており、その接続点に接続すれば特定の県のみへのサービス提供が可能であることから、加入者回線の利用に当たりNTT東日本・西日本の県間通信用設備を、不可避免的に利用しなければならないと考えることは困難である。」との考え方が示されており、その状況は現時点においても変わっていない認識です。</p> <p>○ 上記を踏まえ、PPPoE方式に係る県間伝送路の接続料金については、今後も市場状況や競争状況等を勘案の上、料金を設定する考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ IPoE接続に用いる県間接続料の算定方法等については、総務省及び当審議会において、引き続き注視していくことが適切と考えます。</p> <p>○ PPPoE接続に用いる県間通信用設備については、「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方 最終答申 ~IP網への移行完了を見据えた接続制度の整備に向けて~」(令和3年9月1日情報通信審議会答申。以下「令和3年答申」という。)において、「各都道府県に接続点(POI)が設けられており、その接続点に接続すれば特定の県のみへのサービス提供が可能であることから、加入者回線の利用に当たりNTT東日本・西日本の県間通信用設備を、不可避免的に利用しなければならないと考えることは困難」とされ、第一種指定設備として指定されていません。接続料算定の適正性・透明性は、指定設備か否かにかかわらず確保されるべきものであることに留意しつつ、まずは事業者間の協議や県間接続に係る事業者間の競争によってその接続料の</p>	<p>無</p>

		適正性が確保されるべきと考えます。	
<p>意見 16</p> <ul style="list-style-type: none"> ● IPoE方式について、県間通信用設備を使わずに接続する形態、特定の県域でサービスを提供する形態等を可能としていただきたい。 ● IPoE方式のゲートウェイルータについては、一刻も早く本則どおりの算定とすべき。 ● PPPoE方式の網終端装置についても、網使用料による算定とすべき。 	<p>再意見16</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 単県POIを要望に応じ順次開設してきた。今後も要望に基づき単県POIの増設が進み、全県にPOIが開設された際には、全県において県間通信用設備を利用せず接続できる形態が可能になる。 ■ IPoE方式のゲートウェイルータについては接続研報告書において示された考え方に係る状況は現時点においても変わっていない。 ■ PPPoE方式の網終端装置については、算定方法の見直しについて要望があれば協議する考えだが、見直しの内容によっては事業者によって影響が異なることも想定されることから、広く接続事業者の意見を伺って進める必要。 	<p>考え方16</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ IPoE方式についても、当協会がかねてより主張している通り、完全単県での参入を可能とすべきであり、県間伝送機能を使わずに接続する形態、特定の県域でサービスを提供する形態などをできるようにしていただきたいと考えます。 ○ 上記の意見と関連して、IPoE方式のゲートウェイルータの接続料は、経過措置により当面の間網改造料に準ずる方式で計算されています。当協会がかねてより主張しているとおり、一刻も早く本則通りに移行すべきであると考えます。 ○ あわせて、PPPoE方式の網終端装置も、すべての事業者向けに同一仕様の装置を使用して 	<p>〈IPoE方式に係る単県POIについて〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ IPoE方式に係る単県POIについては、これまでも接続事業者様の要望に応じて、順次開設してきたところです。 ○ 今後、接続事業者様からの要望に基づき、更なる単県POIの開設が進み、全都道府県にPOIが開設された際には、全ての県において県間伝送路に係る接続機能を利用することなく接続できる形態が可能になります。 <p>〈ゲートウェイルータに係る接続料金〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 接続料の算定に関する研究会 第六次報告書において、「関門系ルータ交換機能 (IPoE方式に用いられるものに限る。)の利用中止費の扱いについて、関係者からのヒアリングの結 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 意見のうち、県間通信用設備を使わない接続形態については、全ての都道府県の区域で単県POIと接続することにより、実現可能であると承知しています。 ○ 一方、IPoE方式に係る現在のNGNの仕様の下では、特定の都道府県の区域でのみサービス提供を可能とするためには、全国にサービス提供するための県間接続料以上の網改造料が生じると承知しています。NTT東日本・西日本においては、引き続き接続事業者との個別協議・団体協議を進め 	<p>無</p>

<p>おり、提供機能も画一的ですので、網使用料による計算とすべきと考えます。 (一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>果、NTT東日本・西日本による単県POIの増設が現在も続いている状況であり、それに伴いVNE事業者が利用するPOIの種別やポート数も変動しており、また、各社の戦略に応じてPOIの利用形態が多様化している状況であるといった事情が判明した。このような変動期において、原則(網使用料での算定)に戻すことは、VNE事業者の経営に与える影響が大きく、現時点において直ちに原則に戻すことは適当ではない」との考え方が示されており、その状況は現時点においても変わっていない認識です。 <網終端装置に係る接続料金> ○ 料金算定方法等の見直しについて具体的にご要望頂ければ協議させていただく考えです。ただし、見直しの内容によっては事業者ごとの影響が異なることも想定されることから、検討にあたっては広く接続事業者様の意見を伺いながら進める必要があると考えます。 (NTT東日本・西日本)</p>	<p>るとともに、総務省においてはその状況を注視し、必要に応じて、制度的な対応を含めて検討することが適当と考えます。 ○ IPoE方式のゲートウェイルータ及びPPPoE方式の網終端装置に関する意見については、今次の接続料の改定等に関する意見ではありませんが、当審議会の考え方はそれぞれ令和5年度及び令和3年度の接続料の改定等で示したとおりです。(「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更(令和5年度の接続料の改定等)」に対する答申(令和5年情郵審第14号)考え方7及び「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更(令和3年度の接続料の改定等)」に対する答申(令和3年情郵審第24号)考え方7)</p>	
<p>意見 17 ● IPoE接続は主要なインターネット接続方式であり、仮に単県POIがあまねく地域で整備された場合でも、指定解除については、競争の減退が発生しないよう、多様な観点から議論・検討いただくことを希望。 ● NTT東日本・西日本が調達した他社設備が、当該設備を提供するグループ企業への利益の付け替えとなる等の潜脱が行われないう、他社設備の調達状況や算定過程について総務省において確認が行われ、接続事業者に開示</p>	<p>再意見17 ■ 他社設備の調達では公募を行っており、公平性・透明性を担保できている。</p>	<p>考え方17</p>	

<p>されること等により、適正な接続料が維持・確認されていくことを希望。</p>			
<p>○ IP 音声接続、IPoE 接続の NGN 県間通信設備については、加入者回線との一体性を認め、ボトルネック性を有するものとして第一種指定電気通信設備として指定されることに賛同します。特に、IPoE 接続は主要なインターネット接続方式であることから、仮に県域 POI があまねく地域で整備された場合でも、非指定設備化の議論にあたっては、市場において競争の減退が発生することがないよう、経済的複製可能性など多様な観点から議論・検討していただくことを希望します。</p> <p>○ 他社設備のコストについても一体的に接続料原価に参入することに賛同します。NTT 東西殿によって調達された他社設備が、設備を提供するグループ企業による利益の付け替えとなる等、接続料金算定に当たり潜脱が行われることがないよう、他社設備の調達の状況や算定の過程について総務省殿により確認が行われ、かつ接続事業者に開示されること等により、適正な接続料金が維持・確認されていくことを希望します。</p> <p>(一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会)</p>	<p>○ 他社設備の調達にあたっては公募を行っており、公平性・透明性を担保できているものと考えます。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ 県間通信設備の指定解除については、令和3年答申において整理されたとおり「効率的なネットワークを前提に、東日本エリア又は西日本エリア全域へのサービス提供を行うために接続が行われている実態が継続しているかという点や、接続事業者間やNTT東日本・西日本と他の県間接続を提供する事業者間での競争の状況、接続事業者による円滑な提供が実現しているかという点等を踏まえ、県間通信設備の不可避免の変化が明確に認められる場合には、必要に応じて、見直しを検討することが適当」と考えます。</p> <p>○ 他社設備のコストについては、令和3年答申において「他社設備の調達が競争的に行われるよう、調達の実施状況を把握し、必要な場合には総務省においてルールの検討等を行うべき」と整理されたと承知しています。今次申請に用いた令和3年度の実績値でも、IPoE接続に用いる県間伝送路の原価において、NTT西日本で92.3%が他社設備の使用料となっており、その適正性を確保する重</p>	<p>無</p>

		要性が高いことが確認されたと言え、総務省においては、NTT東日本・西日本の行う県間通信用設備の調達状況について、引き続き注視することが適切と考えます。	
意見 18 ● IPoE方式のゲートウェイルータの接続料については速やかな本則の適用が必要。 ● また、優先パケット転送機能を利用する音声通信サービスにも適合するよう、小容量化について議論されることを希望。	再意見18 ■ 接続研報告書において示された考え方に係る状況は現時点においても変わっていない。 ■ IPoE方式のゲートウェイルータの小容量化については、要望があれば協議する考え。	考え方18	
○ IPoE方式のゲートウェイルータの接続料は、速やかに本則の適用が必要です。 ○ また、優先パケット転送機能を利用する音声通信サービスにも適合するよう、この小容量化について議論されることを希望します。 (一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会)	○ 接続料の算定に関する研究会 第六次報告書において、「閉門系ルータ交換機能(IPoE方式に用いられるものに限る。)の利用中止費の扱いについて、関係者からのヒアリングの結果、NTT東日本・西日本による単県POIの増設が現在も続いている状況であり、それに伴いVNE事業者が利用するPOIの種別やポート数も変動しており、また、各社の戦略に応じてPOIの利用形態が多様化している状況であるといった事情が判明した。このような変動期において、原則(網使用料での算定)に戻すことは、VNE事業者の経営に与える影響が大きく、現時点において直ちに原則に戻すことは適当ではない」との考え方が示されており、その状況は現時点においても変わっていない認識です。 ○ ゲートウェイルータの小容量化については、これまで具体的な要望をいただけていませんが、ご要望があれば協議させていただく考えです。 (NTT東日本・西日本)	○ IPoE方式のゲートウェイルータの接続用ポートの小容量化については、接続研での議論を踏まえ、総務省から検討と報告を要請したところ(「第一種指定電気通信設備との接続に関し講ずべき措置について」(平成29年9月8日総基料第162号))ですが、IP網や光ファイバへの移行が進む中であっても、音声サービスのための円滑な接続の実現が公正競争の確保のために重要であり続けることも踏まえ、NTT東日本・西日本においては、引き続き、接続事業者及びその団体の要望を聴取した上で検討を進めることが適切と考えます。	無

3 その他の事項

(意見及び再意見の概要: ■:NTT東日本・西日本からの意見 ●:NTT東日本・西日本以外の事業者・団体からの意見 ▲:個人からの意見、考え方は本文を参照。)

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見 19</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 認可申請された時点で初めて加入光ファイバ接続料が大幅な値上げとなることを認識した。事業計画への影響は小さく、接続事業者の適切な事業運営が可能となるよう、接続料の改定については、前年度中(値上げの場合には前年度上半期中)に認可申請か想定料金の公表を行うべき。 ● 接続事業者は、年度途中で初めて当該年度の接続料が値上がりすることを認識した。遡及精算を前提としたスケジュールでは、特に新規事業者や後発事業者にとって、予定していた参入やエリア拡大計画を見合わせる可能性もあり、市場全体に悪影響が及ぶ。前年度までに認可申請を行うことが望ましく、今後の認可申請は可能な限り早期に行っていただくことを要望。 	<p>再意見19</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 加入光ファイバ接続料に係る情報開示に関する意見(再意見3と同旨)。 ■ 今次申請については、直近の需要動向の変化を踏まえた今後の見直しを見極める必要があり、光ファイバの耐用年数について、見直しの必要性に関する総合的な調査・検討を進める必要があったことから年度をまたいだ申請となった。今次申請のような特段の事象が生じない場合は、これまで同様、可能な限り年度内の認可を想定した時期に申請を行う考え。 ● 賛同意見(2者)。認可申請が遅れた場合、接続事業者は次年度に支払う接続料を予見できず、申請があるまで適切な事業計画を立てられないほか、煩雑な遡及精算処理も発生する。今年度は、令和4年度に引き続きLRIC方式による接続料の改定に係る申請も遅れ、事業計画への影響も出ているが、こうした近年の状況からは申請が遅れることが恒常化しているようにも見受けられ、検討・議論に時間を要する場合は検討スケジュールを前倒す等により遅くとも年度内に申請を実施すべき(1者)。 	<p>考え方19</p>	<p>修正の有無</p>
<p>○ 今回、令和5年4月1日から適用される接続料として、5月22日にNTT東西殿により認可申請され、当社はその時点で初めて加入光フ</p>	<p>○ 加入光ファイバ接続料については、接続事業者様の予見性を高める観点から、当社の自主的な取組みとして、2020年度の実績から複数</p>	<p>○ 接続約款の変更はこれが適用される時期(年度開始日等)までにその認可が行われることが望まし</p>	<p>無</p>

<p>ファイバ接続料が大幅な値上げとなることを認識しました。NTT 東西殿の申請資料によれば、シングルスター方式で 10%以上、シェアドアクセス方式で 20%程度の値上げとなっていることから、本年度の当社事業計画への影響は小さくありません。接続事業者が策定した事業計画に基づき適切な事業運営が可能となるよう、NTT 東西殿においては、接続料の改定については、遅くとも前年度中(値上げとなる場合には、前年度上半期中)の認可申請または想定料金の公表を行い、接続事業者の予見性が確保できるタイミングで実施すべきと考えております。(アルテリア・ネットワークス株式会社)</p> <p>○ 今次申請は5月22日に実施されましたが、接続事業者は令和5年4月からの今年度の接続料が予測できないまま、年度途中で初めて当該年度の接続料が値上がりすることを認識しました。</p> <p>遡及精算を前提とした改定スケジュールでは、接続事業者が当該年度の接続料を事前に予測することは困難です。このような状況下では、事業年度中に予期せぬ接続料の変動が生じた場合、その影響は大きくなります。特に新規事業者や後発事業者にとっては、予定していた新規参入や事業エリアの拡大計画を見合わせる可能性もあり、市場全体にも悪影響が及ぶことが考えられます。</p> <p>これらの影響を勘案すると、前年度までに認可申請を行っていただくことが、競争環境を考</p>	<p>年度の算定期間中における乖離額調整に係る実績収入と実績費用の乖離の状況について、可能な限り毎年度10月末に、開示してきたところです。加えて、主な接続料に係る原価・需要・資本コストの算出に係る各種比率等についても翌年度接続料の認可申請に先立ち、10月末の再計算報告時において情報の事前開示を行っています。今後も引き続き、同様の対応を行う考えです。</p> <p>○ なお、今回の申請については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ禍に伴うリモートワークの拡大によって増加した需要について、アフターコロナにおいて需要拡大スピードが急速にシュリンクする直近の需要動向の変化を踏まえた今後の見直しを見極める必要があったこと ・ 光ファイバケーブルの耐用年数について、直近の固定資産データに基づく推計に加えて、「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事情の変化による陳腐化の危険の程度」といった観点から見直しの必要性に関する総合的な調査・検討を進めている必要があったこと <p>から、年度を跨いでの申請となりましたが、今回のような特段の事象が生じない場合は、これまで同様、可能な限り、年度内に認可が完了されると想定される時期までに認可申請を実施する考えです。(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 左記の意見のとおり、加入光ファイバの大幅</p>	<p>いと考えられる一方で、接続事業者の意見等を踏まえた接続料・接続条件の適正性向上等のための事前検討に時間を要するなどの理由で遅れての申請及び認可となることもあり得るものですが、NTT東日本・西日本においては、そうした特段の事情がない限り、遅れなく認可申請を行うことが適当と考えます。</p> <p>○ なお、接続事業者の予見可能性の確保については、考え方3及び考え方12後段のとおりです。</p>
---	--	--

<p>慮した上でも望ましいと考えられます。今後の認可申請については、可能な限り早期に行っていただくことを要望します。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>な値上がりは、接続事業者の事業計画に大きな影響があり、ひいては利用者利便を損なう可能性があることから、直近の2023年度における大幅な値上げ影響を緩和するため、激変緩和措置によって今次算定期間の3か年において、値上げ幅を平準化いただくことを要望いたします。</p> <p>○ また、接続事業者の予見性を確保する観点から、今次申請における報酬額の算定方法の見直しの反映のように、やむを得ない事情がある場合を除き、NTT東・西殿においては、前年度末までに認可されるように1月頃までに認可申請を実施いただくよう要望いたします。 (KDDI株式会社)</p> <p>○ 「接続料の改定については、・・接続事業者の予見性が確保できるタイミングで実施すべき」とするアルテリア・ネットワークス株式会社殿の意見、「やむを得ない事情がある場合を除き、NTT 東西殿においては、当年度末までに認可されるスケジュールとなるよう、1 月頃までに認可申請をいただきたい」というKDDI殿の意見、及び「今後の認可申請については、可能な限り早期に行っていただくことを要望します。」というSNC殿の意見に賛同します。</p> <p>○ 各社が意見しているとおり、認可申請が遅れた場合、接続事業者は次年度に支払う接続料を予見できないため、認可申請されるまで適切な事業計画を立てることができません。また、認可が4月以降に遅れた場合、本来発生しないは</p>		
--	---	--	--

	<p>ずの煩雑な遡及精算処理も発生します。さらに今年度は将来原価方式に基づく令和5年度の接続料だけでなく、長期増分費用方式に基づく令和5年度の接続料についても認可申請が遅れ、事業計画等への影響が出ています(長期増分費用方式に基づく接続料については令和4年度も認可申請が遅れています)。こうした近年の状況からは認可申請が遅れることが恒常化しているように見受けられるため、いずれの接続料においても、接続料算定に係る制度変更に伴う検討や議論に時間を要することが想定される場合は検討スケジュールを前倒す等により、遅くとも改定後の料金が適用される前の3月中には認可されるように認可申請を実施すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>		
<p>意見 20</p> <p>● 接続事業者は認可申請の内容を踏まえて次年度の事業計画に接続料の支払想定額等を反映するため、年度末までに認可されるスケジュールで認可申請が行われないと、予見可能性大きく損なわれるだけでなく、遡及精算により月次の事業計画にも大きな影響を及ぼす。特に大きな値上げの場合に認可申請が遅れると、遡及精算額が大きくなり、接続事業者の事業計画にも大きな影響がある。これにより接続事業者の事業展開・サービス展開にも影響が生じるため、今次申請のように議論の結果を反映させるために申請時期が遅くならざるを得ない場合等やむを得ない事情がある場合</p>	<p>再意見20</p> <p>■ 令和4年度接続料は、コロナ禍による自己資本利益率の低下等に伴う乖離額調整の結果として、1芯あたりコストの実態を大きく下回る水準にまで低下したものであり、今次申請はその影響を受ける以前の水準に戻ったもの。</p> <p>■ 今次申請では乖離額を3年間で平準化して算入することで接続料水準を平準化している。</p> <p>■ 光ファイバの需要が一巡して従来のような大きな低廉化が見込めない中で、調整額の繰延べ等を行えば、繰延べ先の年度で接続料が上昇することになり、適切でない。</p> <p>■ 申請時期に関する意見(再意見19と同旨)。</p> <p>● 賛同意見。原価の平準化等、値上げの見送り</p>	<p>考え方20</p>	

<p>を除き、年度末までに認可されるスケジュールとなるよう申請いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 今次申請における加入光ファイバ接続料については、やむを得ない事情があることは理解するが、直近の令和5年度適用接続料の値上げ影響を緩和するため、令和5年度の接続料原価の一部を令和7年度に繰り延べるなどの激変緩和措置を適用し、3力年の値上げ幅を平準化する検討を希望。 ● 接続事業者別に激変緩和措置の適用有無が選択できる等柔軟な仕組みがなお望ましい。 	<p>又は最小限の値下げとする措置を強く要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 賛同意見。今次申請のように予測困難な状況で大幅に接続料が上昇した場合、接続事業者は上昇分を吸収するために投資を緊急的に抑制する等が必要となり、競争環境に影響を及ぼす可能性がある。認可申請の遅れ・大幅な上昇を考慮すれば激変緩和措置として希望する事業者に上昇額を来年度以降に繰延べる等の措置を適用いただくことを希望。これにより、競争環境への影響を最小限に抑えることができる。 		
<p>○激変緩和措置の適用について</p> <p>○ 接続事業者は、通常、次年度に適用される第一種指定電気通信設備に係る接続料改定の認可申請等の内容を踏まえ、次年度の事業計画に接続料の支払想定額等を反映するため、当年度末までに認可されるスケジュールで認可申請が行われないと、予見可能性が大きく損なわれるだけでなく、後に遡及精算(認可されるまでの間、4月1日以降に従前の接続料で請求されたものについて、新単金との差分を後日精算するもの)が発生することで、月次の事業計画にも大きな影響を及ぼします。</p> <p>特に、次年度の接続料水準が、前年度の接続料水準と比べて大きな値上げとなる場合に認可申請が遅れると、遡及精算額が大きくなることに加え、接続事業者の事業計画に大きな影響が発生し、事業計画を見直さざるを得なくなります。これにより、接続事業者の事業展開・サ</p>	<p><料金水準・緩和措置について></p> <p>○ 2022年度接続料は、コロナ禍による自己資本利益率の低下等に伴う乖離額調整の結果として、一芯あたりコスト(乖離額調整前の接続料)の実態を大きく下回る水準にまで料金が低下したものであり、今回申請した接続料は、それらの影響を受ける以前の水準にまで戻ったものと考えています。</p> <p>○ また、今回申請した接続料においては、2021年度における乖離額実績及び2022年度における乖離額見込みを単年度において調整するのではなく、各年度の予測芯線数比に応じて乖離額を3年間で平準化して算入することにより、2023年度から2025年度の3年間の接続料水準を平準化しているところです。</p> <p>○ なお、光の需要が一巡し、従来のように接続料の大きな低廉化が見込めない中で、仮に調整額等の繰延べを行った場合には、繰延べ先</p>	<p>○ 接続料が上昇する場合における接続事業者の事業計画への影響については当審議会としてもKDDI意見のとおり認識しており、申請時期に関する考え方は考え方19のとおりです。</p> <p>○ 今次申請においては、算定期間中の接続料水準を安定化し、接続事業者の事業の予見性を確保するため、前算定期間中の乖離額を3年間で平準化する措置がとられています。これに加え、追加的な激変緩和措置を講じることは、加入光ファイバに係る実際のコストと接続料単金が著しく乖離する結果となり、自己設置や卸電気通信役務による提供形態との適切なバランスを欠く結果にもつ</p>	<p>無</p>

<p>ービスの展開にも影響が生じ、結果として、利用者利便が損なわれる恐れがあることから、今次申請における報酬額の算定方法の見直しの反映のように、議論の結果を反映させるために申請時期が遅くならざるを得ない場合など、やむを得ない事情がある場合を除き、NTT 東・西殿においては、当年度末までに認可されるスケジュールとなるよう、1 月頃までに認可申請をいただきたいと考えます。</p> <p>○ 今次申請における加入光ファイバの接続料は、まさに当該ケースに該当し、やむを得ない事情があることは理解するものの、接続事業者の事業計画に大きな影響が生じており、利用者利便を損なう恐れがあることから、直近の 2023 年度適用接続料の大幅な値上げ影響の緩和を図るため、激変緩和措置(例えば、2023 年度の接続料原価の一部を 2025 年度接続料原価に繰り延べる等)を適用し、今次算定期間の 3 か年において値上げ幅の平準化について検討いただくことを要望いたします。</p> <p>○ なお、接続事業者別に激変緩和措置の適用有無が選択できる(繰り延べた接続料原価は、激変緩和措置を適用した接続事業者が後年で負担する前提)等柔軟な仕組みがあればなお望ましいと考えます。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>	<p>の年度において接続料水準が上昇することとなり、接続事業者様が求める段階的な接続料の引き下げは実現できないことから、適切でないと考えます。</p> <p><申請時期について></p> <p>○ 今回の申請については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ禍に伴うリモートワークの拡大によって増加した需要について、アフターコロナにおいて需要拡大スピードが急速にシュリンクする直近の需要動向の変化を踏まえた今後の見直しを見極める必要があったこと ・ 光ファイバケーブルの耐用年数について、直近の固定資産データに基づく推計に加えて、「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事情の変化による陳腐化の危険の程度」といった観点から見直しの必要性に関する総合的な調査・検討を進めている必要があったこと <p>から、年度を跨いでの申請となりましたが、今回のような特段の事象が生じない場合は、これまで同様、可能な限り、年度内に認可が完了されると想定される時期までに認可申請を実施する考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ ソフトバンク株式会社様の「認可申請時期」に関する意見及びKDDI株式会社様の「激減緩和措置の適用」に関する意見に賛同します。</p> <p>○ 接続事業者が予見不可能な時期の認可申請による大幅な接続料の値上げは、接続事業者</p>	<p>ながるため、慎重な議論が必要と考えます。</p>	
--	--	-----------------------------	--

	<p>の事業経営に与える影響を考慮し、令和5年度において値上げとならざるを得ない場合は、算定期間において原価を平準化する等、値上げの見送りまたは最小限の値上げ幅とする措置をとられるよう強く要請致します。</p> <p>(アルテリア・ネットワークス株式会社)</p> <p>○ KDDI株式会社殿、アルテリア・ネットワークス株式会社殿の意見に賛同致します。</p> <p>○ 今回の認可申請は令和5年度の5月に行われましたが、接続事業者はそれまで当該年度の接続料を予測することができず、認可申請が行われて初めて接続料が大幅に上昇することを認識しました。</p> <p>このように、予測困難な状況で大幅な接続料の上昇が生じた場合、接続事業者はその増加分を吸収するために予定していた事業計画上の投資を緊急的に抑制するなどの対策が必要であり、最終的には競争環境にも影響を及ぼす可能性がございます。</p> <p>今回の認可申請の遅れと、申請された接続料の大幅な上昇率を考慮すると、今年度においては激変緩和措置として、希望する事業者に対して上昇額を来年度以降に段階的に繰り延べるなどの措置の適用を検討していただくことを希望します。</p> <p>これにより、今年度においても接続事業者が予定通りに適切な投資を行い、多様なサービスを提供することが可能となり、競争環境への影響を最小限に抑えることができると考えますの</p>		
--	---	--	--

	で、ご検討いただけますようお願い申し上げます。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)		
意見 21 加入光ファイバ接続料の値上がりは、事業者間の詐欺的な契約獲得行為の横行により共食いが発生し、光回線が解約されていることによるものであり、そのことは関係事業者の掲げるサステナビリティがでたらめである事実を露呈している、黙認する総務省もその共犯である等の意見。	再意見21	考え方21	
○ 加入光ファイバの接続料の値上がりは顧客に詐欺を働いてでも契約獲得を行う行為が横行した結果、同一事業者 (NTT東西とNTTドコモ、KDDIとJCOM・UQmobail、SoftBankとYmobail) で共食い (カニバリゼーション) が発生した結果、首都圏での需要が多い高収益地域が無用な顧客争奪によって光回線が解約され5Gホームルータに食われた結果発生しているモノである。 また、この状況は耐用年数を大幅に下回るほんの数年しか経過していないIT機器をゴミとして大量廃棄する事に拍車をかける行為であり政府が掲げるSDGsの「つくる責任 つかう責任」に反しNTT・KDDI・SoftBank・Sonyが掲げるサステナビリティが全くの出鱈目でグリーンウォッシュを行っている悪徳な環境汚染企業であるという事実が露呈している。		○ 市場競争の下においては、電気通信事業者による工夫と競争によって各種サービスが提供され、利用者が提供条件を十分に理解した上で、自らのニーズに応じてサービスを適切かつ自由に選択し、低廉な価格で利用できることが望ましく、その際、電気通信事業者によるサービスや提供条件の工夫と競争は、利用者の利益を阻害するものとならないためのルールを守りつつ行われることが必要であると考えます。 ○ 本意見は、総務省において、今後の情報通信政策の参考とすることが適当と考えます。	無

当たり前だがコレはまともな人間のする行為ではなく、通信事業者の顧客勧誘を行う実店舗・代理店・経営者とその企業の監査を行う監査法人、それを監督する総務省もこの状況を黙認している共犯である。

競争によってサービスのクオリティが上がる、値下げによりぼったくり事業者がしじょうから淘汰されるのは健全な市場競争であるが、契約数のノルマを課して同一事業者や委託元が同一企業にも拘らず代理店間で顧客のをハイエナの様子に奪い合いするのはもはや市場競争ではなく詐欺師を業界全体で養成しているのと同じである。

その詐欺師がITに疎い高齢者や女性のみ自宅にいる状況を狙い撃ちで押し売り・虚偽説明で強引な契約を迫るのは業界全体が犯罪を容認していると言ってもいい。

カニバリゼーション(経済用語)の解説
カニバリゼーションとは、同じ企業の製品や店舗同士で顧客を奪い合っている状態を指すマーケティング用語です。

NTT
<https://www.ntt-east.co.jp/sustainability/activities/environment/index.html>
KDDI
<https://www.kddi.com/corporate/sustainability/targets/>
SoftBank
<https://www.softbank.jp/corp/sustainability/materiality/global-environment/>
Sony <https://www.sony.co.jp/corporate/sustainability/>

(個人A)

以上